

第5章 推進体制と評価

1. 推進体制

(1) 計画の推進

「地域福祉基本計画」「地域福祉活動計画」両計画の推進にあたって、市民に対し制度や仕組みの周知、理解促進に努めます。

また、市と市社協は、地域福祉の推進に不可欠である市民、地域活動団体、ボランティア、事業所など、地域にかかわるさまざまな主体と連携・協力し、多様な主体が一丸となって地域福祉の推進に取り組むことができるよう努めます。

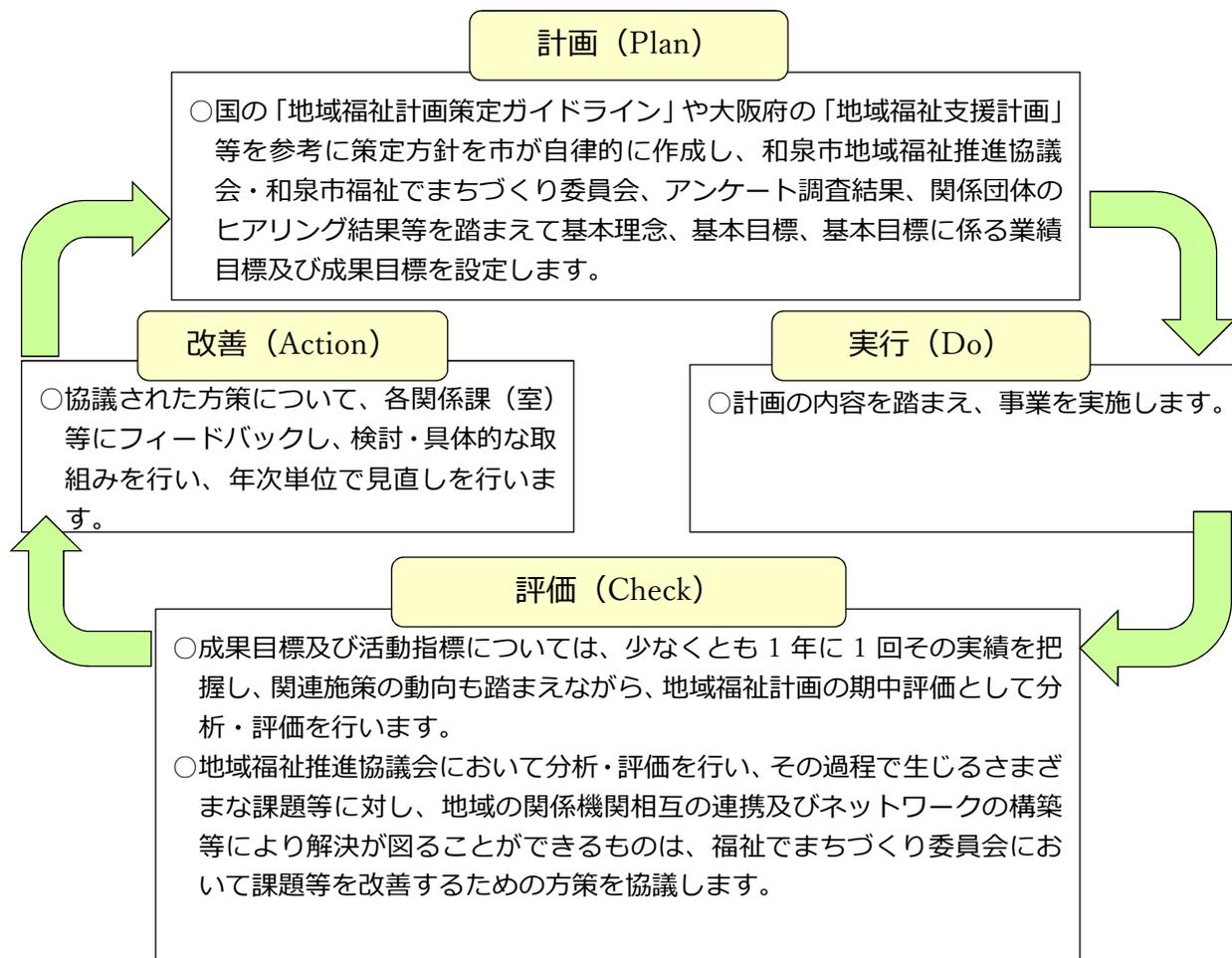
また、地域福祉の推進、とりわけ包括的な支援体制の整備は、福祉分野だけではなく、さまざまな分野との連携・協力が必要となることから、市及び市社協内においては分野を横断した連携体制で計画を推進します。

(2) 市民・地域との連携

市民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を高め、日頃から身近な地域への関心を持つことができるよう、各基本目標に対する施策の取組みを推進します。

2. 計画の進捗管理について

計画の進捗状況を把握し、また、計画の基本理念を達成するため、各基本目標に業績目標・成果目標を設けました。業績目標・成果目標は定量的な目標とし、数値化することによって計画の進捗状況の「見える化」を行います。そして進捗状況を把握し、和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会に報告を行い、計画のPDCAサイクルのチェックと実効性を確保していきます。さらに、同報告に基づき、市、市社協、ならびに、各関係機関、共助の主体、市民一人ひとりの自助・共助・公助の具体的取組み内容を年次単位で見直し、その「見える化」を行います。



なお、和泉市行政として上記の進捗管理を所管する庁内の仕組みとして「和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議」を新たに設置します。ここで、協議、庁内調整したことは、「和泉市地域福祉推進協議会」「和泉市福祉でまちづくり委員会」へ報告、提案します。

同「連絡会議」の設置・運営要綱については、両「協議会」「委員会」へも共有し、この計画にも掲載します。

参考資料

1. 計画の根拠となる法律

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市が策定する市町村地域福祉計画であり、関連計画の基本理念・基本目標を踏まえ、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民及び福祉関係団体、事業者等に呼びかけを行い、地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

本計画では円滑に運営するため、「地域福祉基本計画」と「地域福祉活動計画」を一体として作成しています。

(1) 社会福祉法第 107 条（令和 3 年 4 月 1 日施行）

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 前計画のまとめと評価

アンケート調査結果等を受けて、第4次計画の4つの基本目標に係る指標の評価と分析及び次計画への引継ぎは次のとおりです。

基本目標1 安全・安心に暮らせる地域づくり

○指標：災害時の避難行動要支援者支援制度の認知度（「知っている」人の割合）

有効回答数 1,126 件 知っている 257 件

平成30年	第4次計画目標値	令和5年現状値	達成状況
14.5%	50.0%	22.8%	未達成

○評価：前回アンケート調査実施時より 8.3 ポイント上昇していますが、目標は未達成です。

○分析：認知度の目標値は未達成でしたが、今回のアンケート調査結果を見ると、避難時の声かけや安否確認、日常のみまもりなど避難行動要支援者の支援について、積極的に協力したい・役割を決めてもらえれば協力してもよいと回答している人の割合が 58.1%（650 人：有効回答数 1,118 件）あります。世代別で見ると中年層が最も多く（304 人：46.7%）、若年層が最も少なく（80 人：12.3%）なっています。潜在的に協力しても良いと考えている人を避難行動要支援者の支援に関わってもらえるようにすることが事業を推進する上で重要となります。

○課題：各地域の避難支援体制を構築していくためには避難支援等関係者（町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団等）だけでなく、協力してもよいと考えている人達を巻き込む、若年層も含め協力してくれる人を増やしていけるよう取組んでいく必要があります。

○方向性：制度の認知度向上や避難支援に協力してくれる人を増やしていくための周知に加えて、防災に関する啓発活動を通じて、避難行動要支援者支援事業と各地域の避難支援体制構築の必要性を伝え、災害に強い福祉のまちづくりに取組んでいく必要があります。

基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり

○指標：近所づきあいをよくしている市民の割合（「近所の仲の良い人とよく行き来している」「会えば親しく話をする人がいる」人の割合）

有効回答数 1,175 件 近所の仲の良い人とよく行き来している 169 件

会えば親しく話をする人がいる 413 件 合計 582 件

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
53.3%	60.0%	49.5%	未達成

○評価：前回アンケート調査実施時より 3.8 ポイント低下しており目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見ると、近所づきあいをしない理由として、仕事などで家を空けることが多く知り合う機会が少ない、煩わしいので避けている、つい消極的になってしまうと回答している人の割合は前回のアンケート調査結果と比較すると減少しています。一方、ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいがほとんどないところであると回答している人の割合が 16.3%から 30.2%と 13.9 ポイント上昇しています。また、地域行事や地域活動がもっと活発に行われるようにしていくために大切なことの間いに対して、無理なく、気軽に参加できる雰囲気や地域の関係づくりが最も多くなっています。近所づきあいをほとんどしない人が、地域行事や地域活動がもっと活発に行われるようにしていくために大切なこととして挙げた回答を見てみると、世代を問わず、あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げるとなっており、緩やかな地域関係づくりが求められています。

○課題：町会自治会の加入率が減少傾向であり、地域の間関係の希薄化が進んでいます。

○方向性：おたがいが無理なく気軽に参加できる雰囲気や地域関係づくりに取り組み、地域に住む誰もが役割を持ち活躍することができる地域共生社会の実現に向け取り組みを推進します。

基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

○指標：民生委員・児童委員の割合の認知度（「よく知っている」「ある程度知っている」人の割合

有効回答数 1,134 件 知っている 82 件、ある程度知っている 407 件 合計 489 件

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
43.5%	50.0%	43.1%	未達成

○評価：前回アンケート調査結果より 0.4 ポイント低下しており目標は未達成です。

○分析：前回アンケート調査結果とほぼ横ばいの状況です。あなた自身がさまざまな場面で困ったとき、誰（またはどこ）に相談しますかの問いに対し、民生委員・児童委員と回答した方は、高齢者が最も多く、中年層、若年層と年齢が若くなるにしたがって減少しています。団体とのヒアリングによると、マンションなどのみまもり活動が難しくなっており、民生委員・児童委員の活動について周知を行うなど活動しやすい環境整備が求められています。またアンケート調査結果では地域の活動に参加しない理由として、関心がないからと答えた方が最も多く、地域のつながりが弱くなってきている影響が表れており、現在地域で活動されている方の負担増や担い手不足につながっていると考えられます。

○課題：民生委員・児童委員の担い手不足や負担軽減が課題です。

○方向性：担い手不足や負担軽減のための方策を講じつつ、民生委員・児童委員は身近な地域の相談役としてだけでなく、声かけ・みまもりなど地域のセーフティネット構築につながる活動に取り組まれているため活動支援を継続します。

○指標：CSW（地域福祉総合相談員）の認知度（「よく知っている」「ある程度知っている」人の割合

有効回答数 1,133 件 知っている 33 件、ある程度知っている 180 件 合計 213 件

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
15.1%	50.0%	18.7%	未達成

○評価：前回アンケート調査時より 3.6 ポイント上昇していますが、目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見ると、あなた自身がさまざまな場面で困ったとき、誰（またはどこ）に相談しますかの問いに対し、いきいきネット相談支援センター（CSW）

と回答があったのは 2,458 件中 9 件となっています。年代別で見ると高齢者が最も多く、中年層、若年層と年齢が若くなるにしたがって少なくなっています。中年層や若年層にも認知してもらえるよう周知が必要です。また、平成 30 年度の相談対応件数が実数 720 件（のべ対応件数 3,076 件）、令和 4 年度の相談対応件数が実数 599 件（のべ対応件数 2,834 件）と新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動が休止・中止となるなか、地域活動から把握していた相談が入らなくなったことで相談件数及びのべ対応件数が減少しています。

○課題：アンケート調査結果では、市が率先すべき課題として、地域における相談窓口の充実が求められており、地域の身近な相談窓口として CSW が果たすべき役割は大きいですが、住民の認知度が十分とは言えないため市の実施する広報はもちろんですが、CSW が各地域で実施する地域に密着した更なる広報活動も必要です。

○方向性：アンケート調査結果では、本市が率先して取り組むべき課題についての問いに対し、地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）が最も多く求められており、関係機関間の連携強化や相談員の資質向上など総合相談ネットワークの充実に取り組んでいく必要があります。

基本目標 4 健康で活躍できる福祉のまちづくり

○評価：平成 30 年と比較すると、69 人減少しており目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見るとボランティア活動に参加したことがない理由として、仕事や家事で忙しいからが最も多く、次に活動の内容や参加の方法が分からないと答えている人が多いです。また、市が率先すべき課題として福祉に関する情報提供や案内を求めている方は多く、公的なサービスだけでなくボランティアなどのインフォーマルなサービスの情報提供を行うことで、潜在的にボランティアに取り組んでみたいと考えている方が活動を始めるきっかけとなるような仕組みづくりが必要です。

○課題：ボランティア登録者数の減少

○方向性：ボランティア活動の内容や参加の方法について広報周知を行うなど、地域活動の担い手確保のための方策が必要です。また、地域活動を地域住民だけでなく、企業や NPO、社会福祉法人等地域の多様な主体を活動に巻き込み持続可能なものとしていけるよう取り組みを推進します。

○指標：アイ・あいロビー登録者数

平成 30 年	第 4 次計画目標値	令和 5 年現状値	達成状況
個人 86 人 団体 93 団体	個人 130 人 団体 100 団体	個人 88 人 団体 99 団体	未達成

○評価：平成 30 年と比較すると個人、団体の登録者数がともに上昇していますが目標は未達成です。

○分析：今回のアンケート調査結果を見るとボランティア活動に参加したことがない理由として、仕事や家事で忙しいからが最も多く、次に活動の内容や参加の方法が分からないと答えている人が多いです。また、市が率先すべき課題として福祉に関する情報提供や案内を求めている方が多く、公的なサービスだけでなくボランティアなどのインフォーマルなサービスの情報提供を行うことで、潜在的にボランティアに取組んでみたいと考えている方が活動を始めるきっかけとなるような仕組みづくりが必要です。

○課題：アイ・あいロビー登録者数の伸び悩み

○方向性：ボランティア活動の内容や参加の方法について広報周知を行うなど、地域活動の担い手確保のための方策が必要です。また、地域活動を地域住民だけでなく、企業や NPO、社会福祉法人等地域のあらゆる主体を活動に巻き込み持続可能なものとしていけるよう取組みを推進します。

○全体の評価

計画の基本目標の進捗を計る指標について、平成 30 年と比較すると令和 5 年の現状値が上昇している指標もありますが、全て未達成という状況です。

第 4 次計画の重点取組みであった『総合相談ネットワークの充実』について、地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）が求められており、包括的な支援体制の整備に向けて更なる資質向上、関係機関の連携、地域とのネットワークづくりが必要です。

また、『災害時の避難支援体制の整備』について、避難行動要支援者支援事業の周知はもちろんのこと、各地域の取組み状況を発信することで、地域の機運を高め、避難支援に協力してもよいと考えている人達を巻き込む、増やしていく方策が必要です。

『ボランティアや近所の助けあい活動の推進』については、町会自治会の加入率が減少傾向であり、加えて、校区社会福祉協議会ボランティア登録者の減少や民生委員・児童委員の担い手不足など地域活動の担い手の確保が課題となっており方策が必要です。また、地域住民だけで活動を実施するのではなく、各地域にある企業や社会福祉法人、NPO等多様な主体との連携を強め、共に地域づくりに取組む体制整備に取り組んでいく必要があります。

3. アンケート調査結果

住民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

○アンケート調査の概要

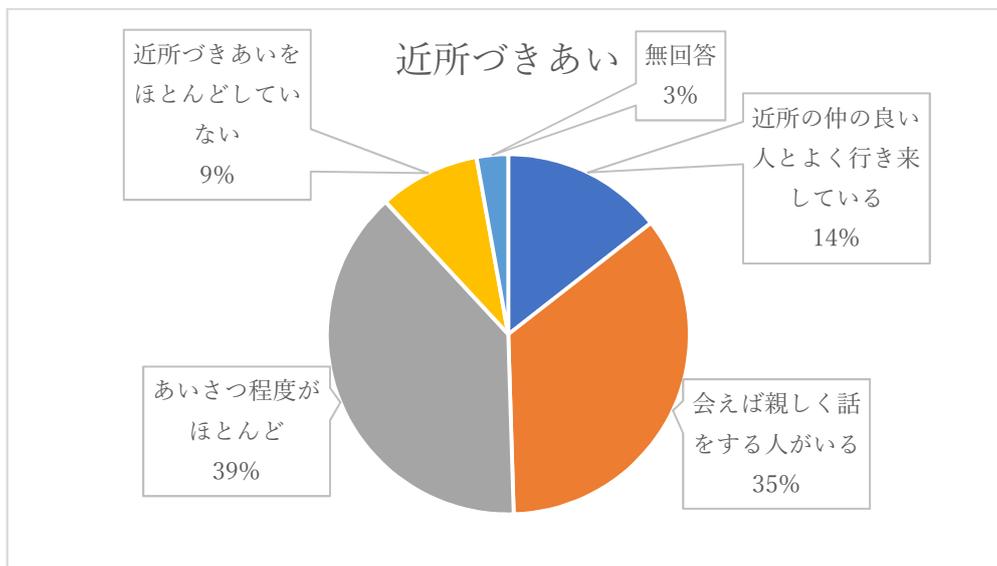
項目	内容
調査対象者	和泉市内在住の18歳以上3,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年9月22日～10月10日
回収結果	有効回収数：1,175人 回収率39.16%

(1) 地域との関わりや支えあいについて

○近所づきあいについて

住民の半数（49%）が、会えば親しく話をしたり、仲の良い人とよく行き来していると回答。あいさつ程度を加えると約9割の方が地域で顔の見える関係を持っています。

一方、9%の方が「近所づきあいをほとんどしていない」と回答。その理由として、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない（39%）」、「近所づきあいはわずらわしいので避けている（21%）」となっています。



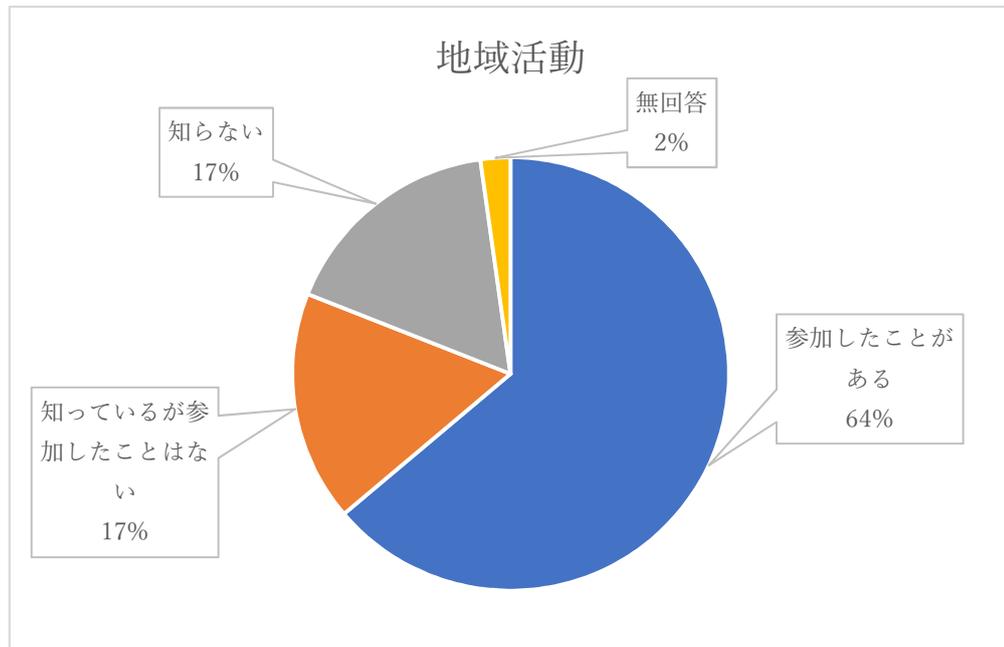
○近所づきあいをほとんどしない理由について（複数回答可）

回答内容	人数	割合
仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない	67	39.0%
近所づきあいはわずらわしいので避けている	36	20.9%
近所づきあいはしたいが、つい消極的になってしまう	17	9.9%
近所づきあいはしたいが、仲間に入れてもらえない	0	0.0%
ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいがほとんどないところである	52	30.2%

（単位：人）

○地域活動について

回答者の6割が地域の行事や地域活動に「参加したことがある」と回答。その内容は、「町会・自治会、老人クラブ、子ども会活動」が最も多く、次いで「盆踊りや運動会などのイベント」、「PTA 活動」への参加となります。一方、「みまもり声かけ訪問、配食サービス、サロン活動などの地域ボランティア活動」を挙げた人は少数でした。



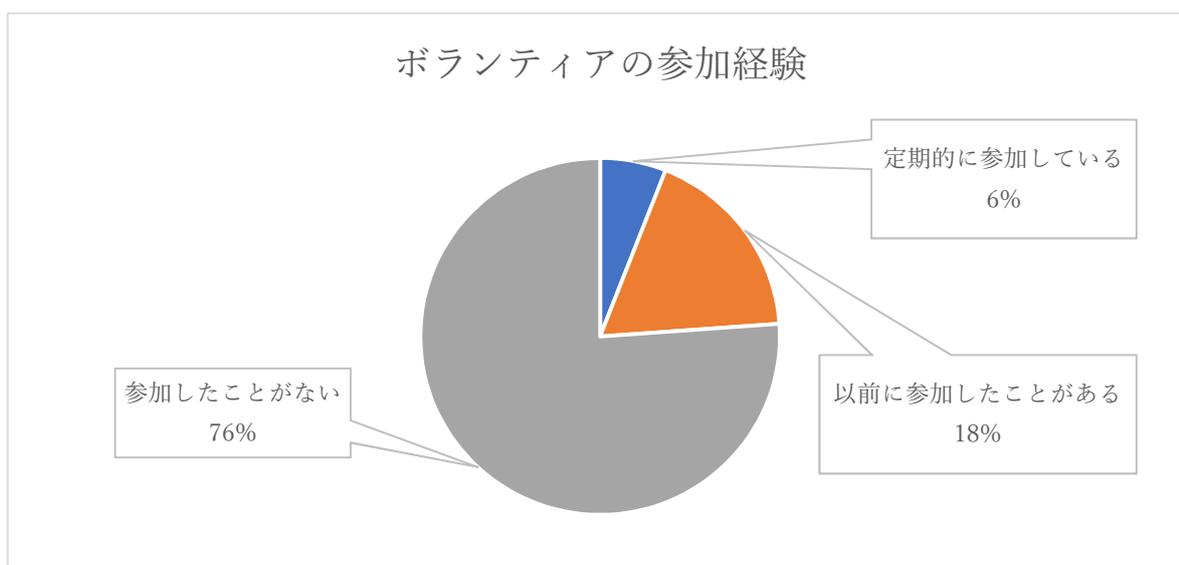
○どんな行事や地域活動に参加したことがあるか（複数回答可）

回答内容	回答数	割合
町会・自治会、老人クラブ、子ども会活動	593	41.2%
盆踊りや運動会などのイベント	369	25.6%
PTA 活動	241	16.7%
防災訓練や災害に関するイベント	152	10.6%
みまもり声かけ訪問、配食サービス、サロン活動などの地域ボランティア	45	3.1%
高齢者や障がい者の方を支援するボランティア活動	38	2.6%
その他	1	0.1%
無回答	1	0.1%

（単位：人）

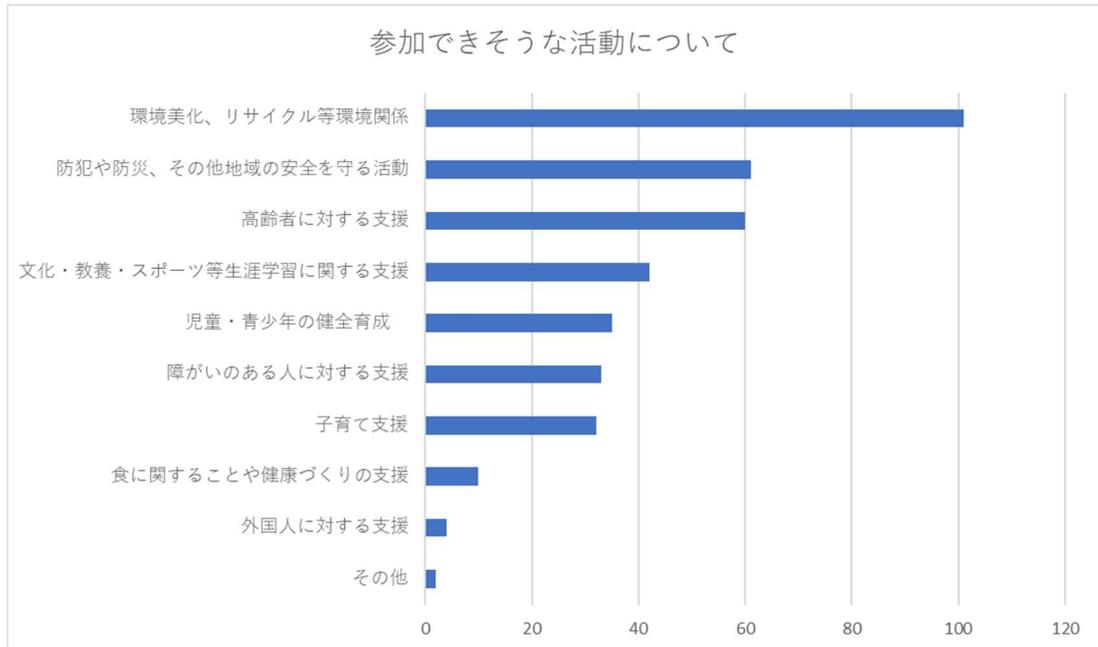
○ボランティア活動について

ボランティア活動や NPO 活動の参加経験をたずねたところ、76%が「参加したことがない」と回答。定期的に参加していると回答した方は6%でごく少数であることがわかります。



○参加できそうな活動について（関心がある活動）

環境美化やリサイクル等環境関係なら参加できそうだとした回答が最も多くなり、次いで防犯や防災、その他地域の安全を守る活動の順になりました。参加できそうな活動は、「高齢者への支援」、「文化・教養・スポーツ等の生涯学習」、「児童・青少年の健全育成」、「障がい者支援」、「子育て支援」など多岐にわたることもわかります。一方、「外国人への支援」は少なくなっています。



(単位：件)

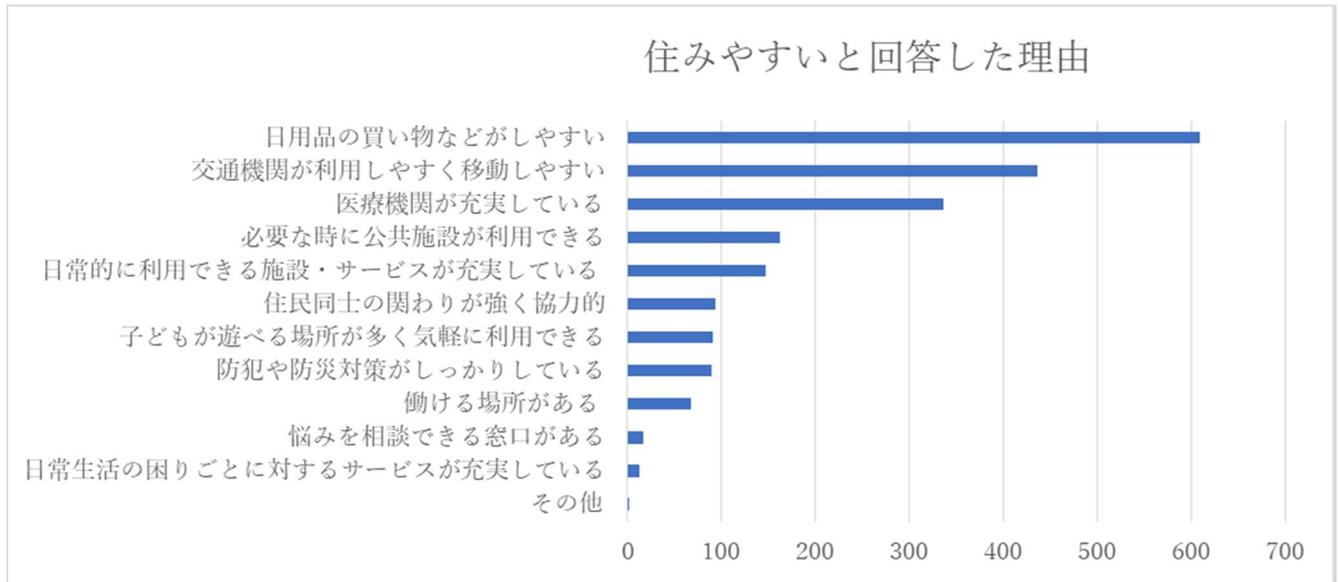
(2) 住みやすさについて

およそ、75%の方が和泉市は住みやすいと回答。その理由は、「日用品の買い物などがしやすい」、「交通機関が利用しやすく移動しやすい」、「医療機関が充実している」という点でした。一方、「住みにくい」基準も「買い物」、「移動」、「医療機関」が上位にあげられています。

●あなたのお住まいの地域は住みやすいですか。

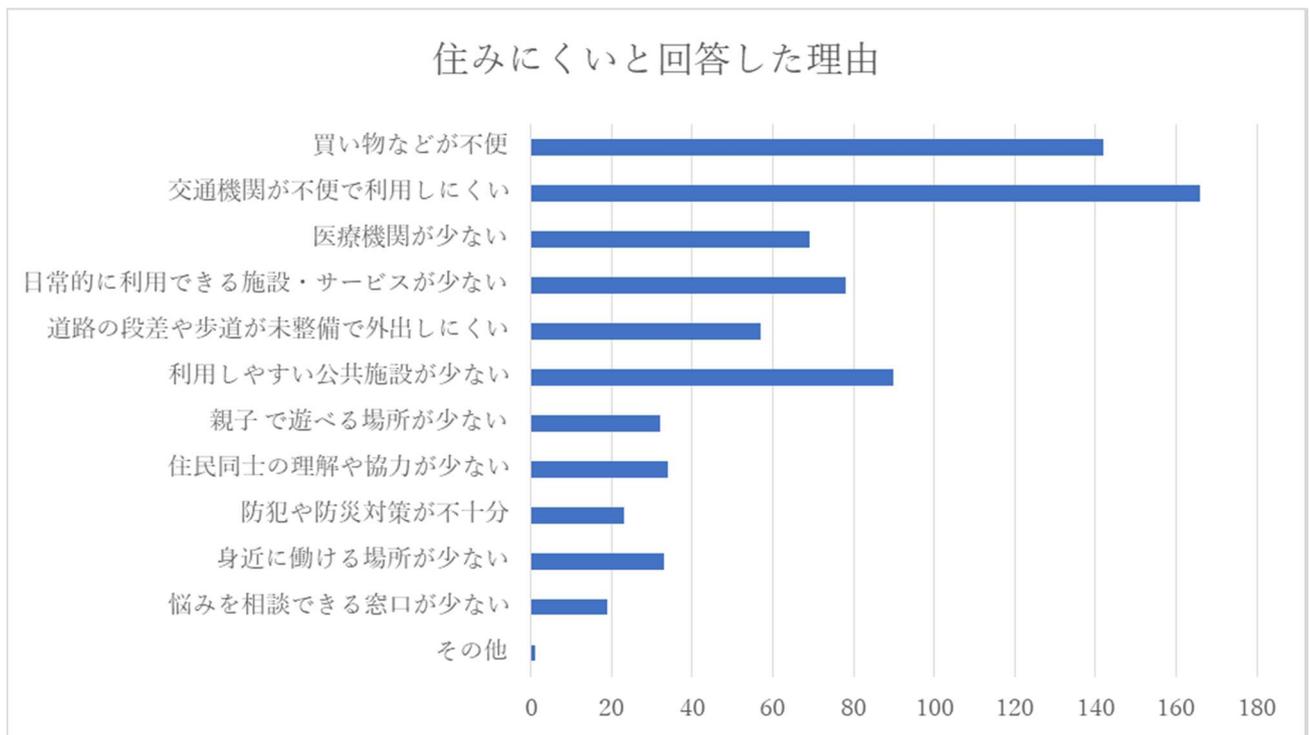
NO	回答内容	回答数	割合	合計
1	住みやすい	432 件	36.8%	74.9%
2	どちらかという住みやすい	448 件	38.1%	
3	どちらかという住みにくい	189 件	16.1%	18.6%
4	住みにくい	29 件	2.5%	
5	わからない	41 件	3.5%	6.5%
6	無回答	36 件	3.0%	

○住みやすいと答えた理由（複数回答可）



(単位：件)

○住みにくいと答えた理由（複数回答可）



(単位：件)

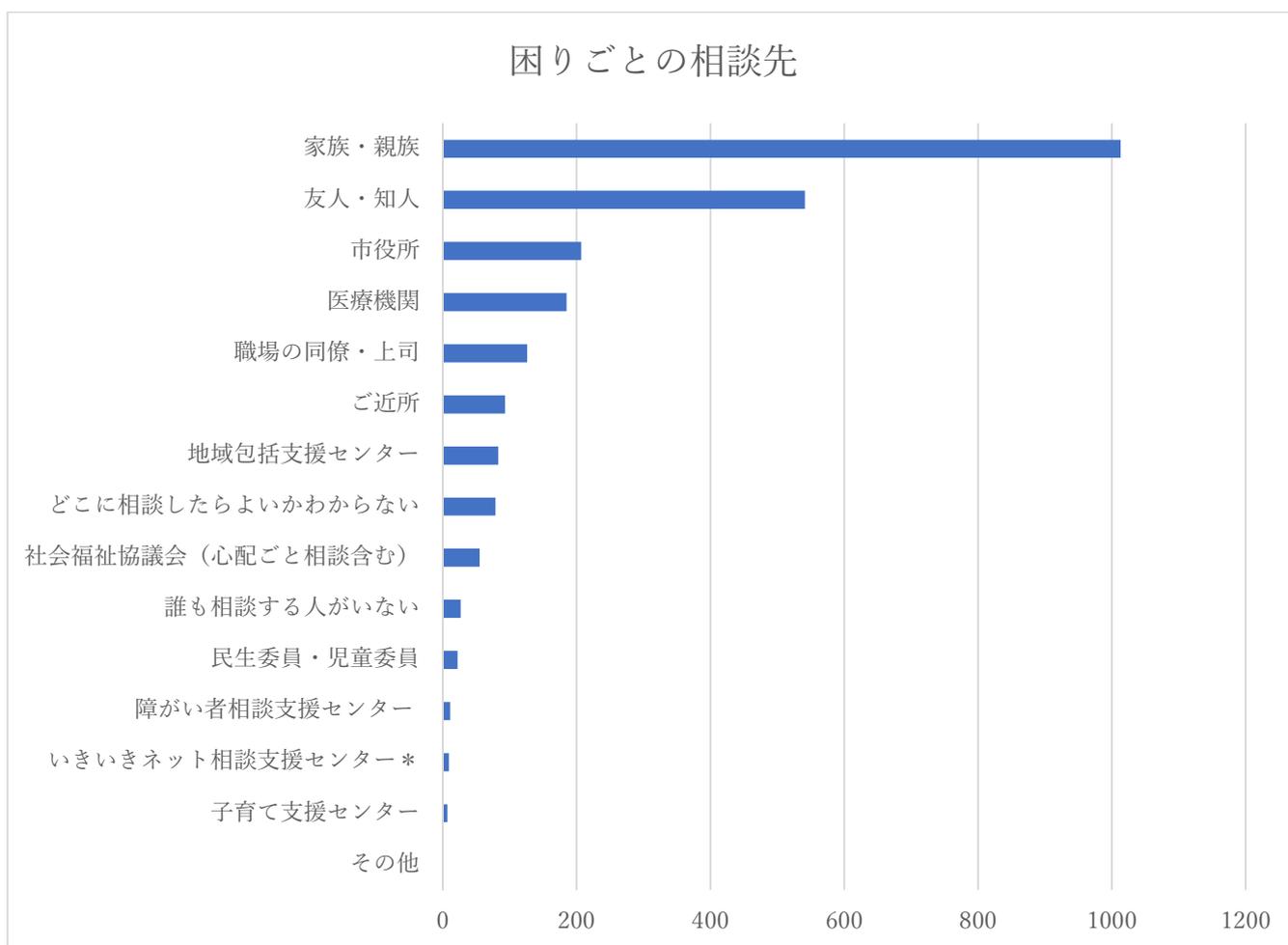
(3) 不安や相談について

悩みや不安の相談先について、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」、「市役所」や「医療機関」となっています。

また、和泉市が率先すべき課題という問いに対し、「地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり）」を望む意見が多くなりました。

なお、「どこに相談したらよいかわからない」、「誰も相談する人がいない」と回答している方もおられます。

○あなたが自身が困ったときに誰に相談しますか（複数回答可）



(単位：件)

*いきいきネット相談支援センターとは、市から委託を受けた相談機関です。CSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）が窓口となり相談をお伺いします。

(4) 災害時について

避難行動要支援者支援事業の認知度について、「事業内容を知らない」が77%で、「事業内容を知っている」23%を大幅に上回っています。

また、災害に対する備えが日常からできていると答えた方はおよそ1割と少ないことがわかります。

○避難行動要支援者支援事業の認知度



○災害に対する備え

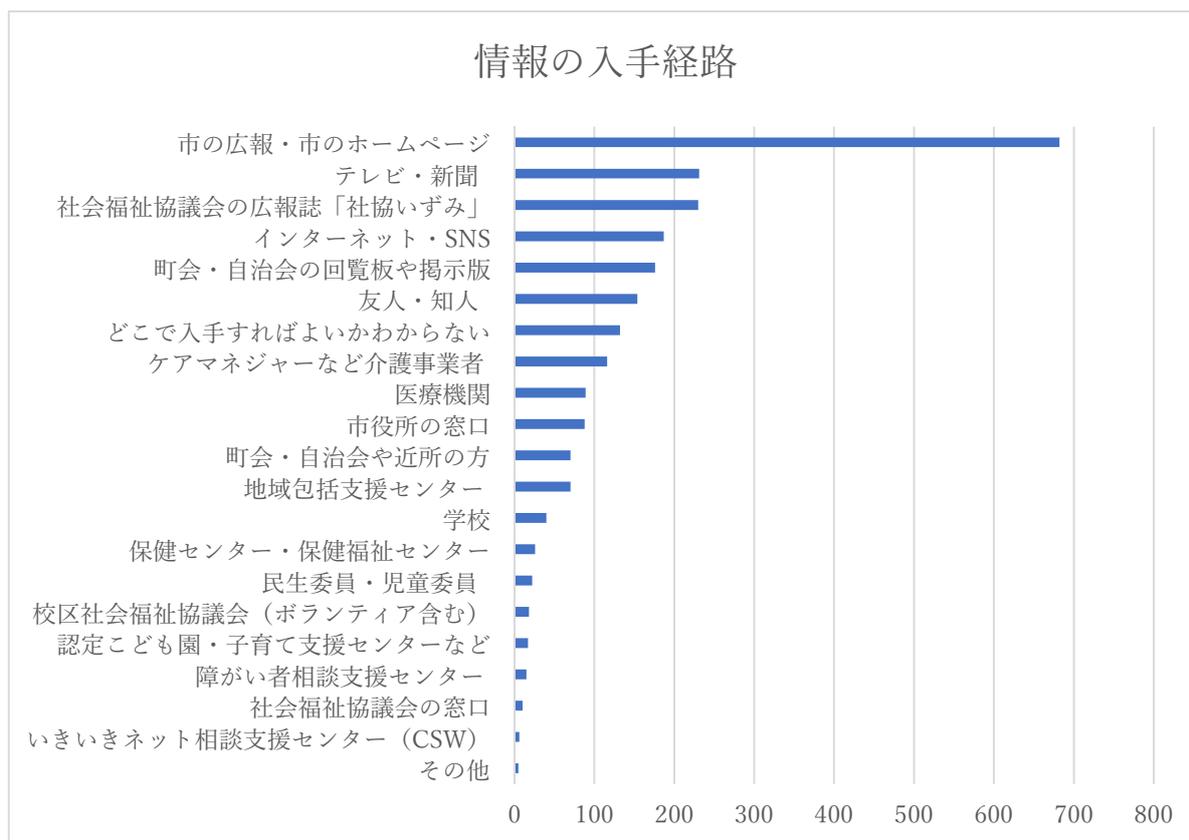
あなたやあなたの家族は災害時の備え（水や食糧の確保、家具転倒防止、避難場所の確認など）ができていますか。

回答内容	人数	割合	
できている	127	11.1%	
一部できている	732	64.6%	88.9%
できていない	275	24.3%	

(5) 福祉サービスの情報の入手について

「市の広報・ホームページ（682件）」から入手しているが最も多く、次いで「テレビ・新聞（231件）」「社会福祉協議会の広報紙（230件）」、「インターネット・SNS（187件）」、「町会・自治会の回覧板や掲示板（176件）」という順になります。情報の入手経路には市の広報とその他情報では大きな差があることがわかります。

また、「どこで入手すればよいかわからない」という回答も132件（5%）あります。



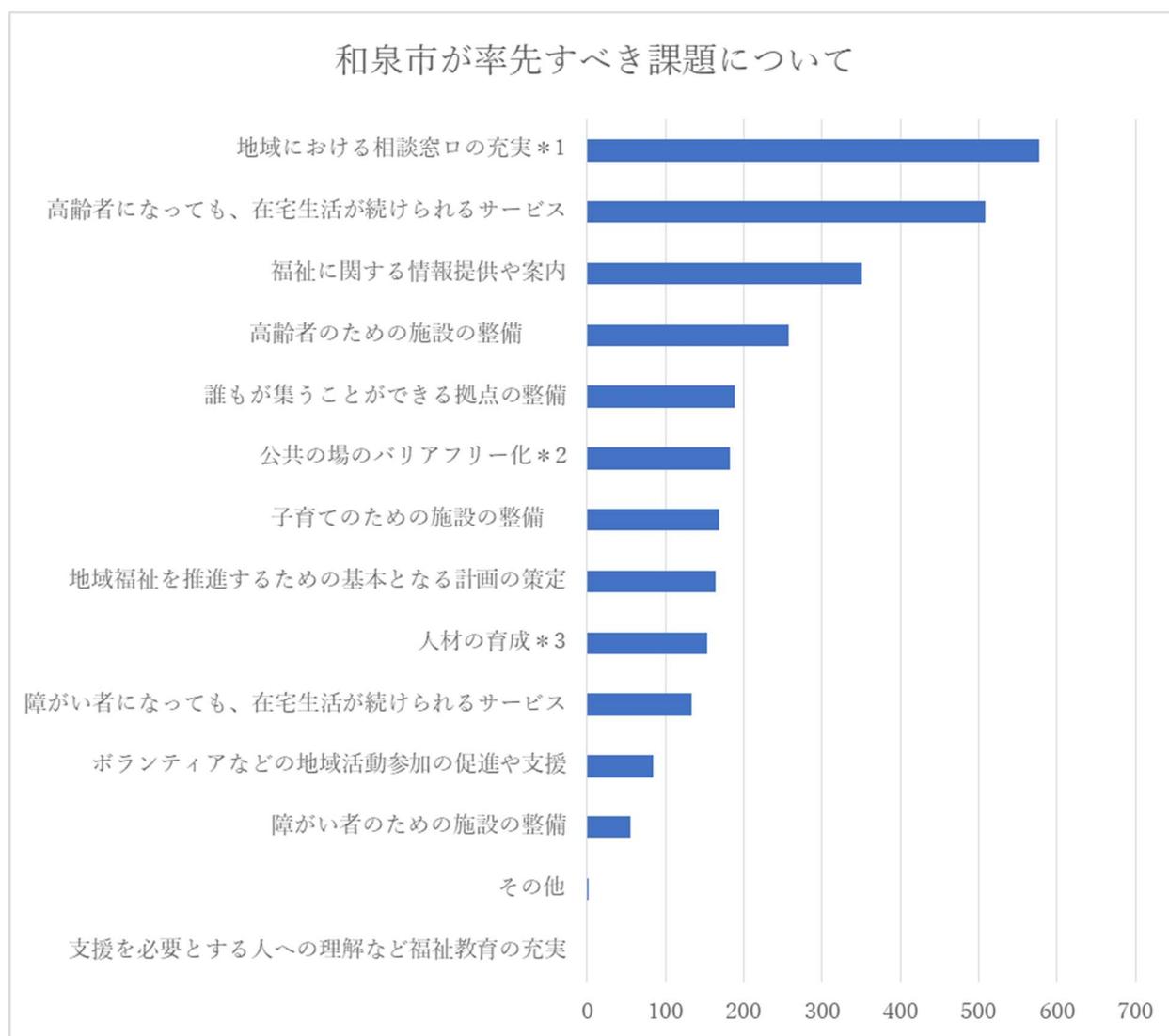
（単位：件）

(6) 和泉市が率先すべき課題について

地域における相談窓口の充実（身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど）が1番となりました。次いで、高齢者になっても、在宅生活が続けられるサービス、福祉に関する情報提供や案内への期待が高いことがわかります。

施設や設備といったハード面の充実よりも相談や情報提供といったソフト面を課題とする意見が多くなりました。

○和泉市が率先すべき課題について



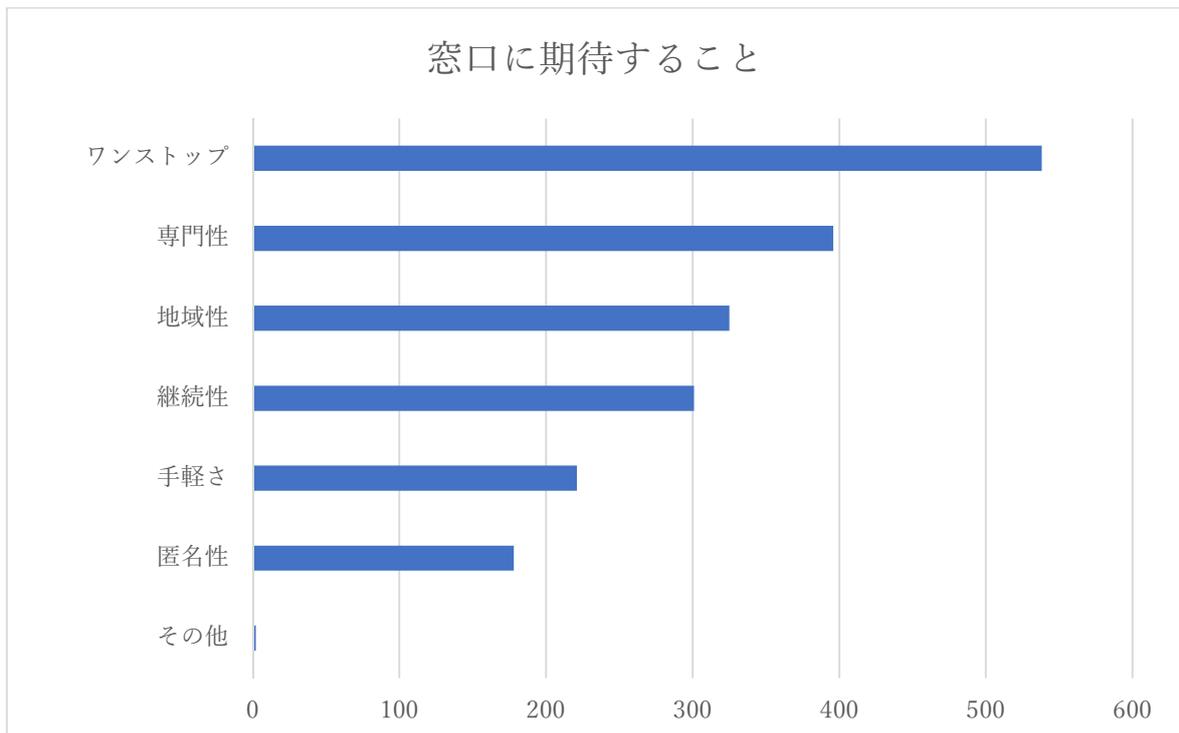
(単位：件)

* 1：身近で気軽に相談できる、必要な支援につながる、ワンストップで解決できる相談窓口づくり、相談窓口間のネットワークづくりなど

* 2：段差をなくす、スロープの設置、点字ブロックの整備、エレベーターの設置など

* 3：地域における保健や福祉に関する活動の中心となる人材の育成

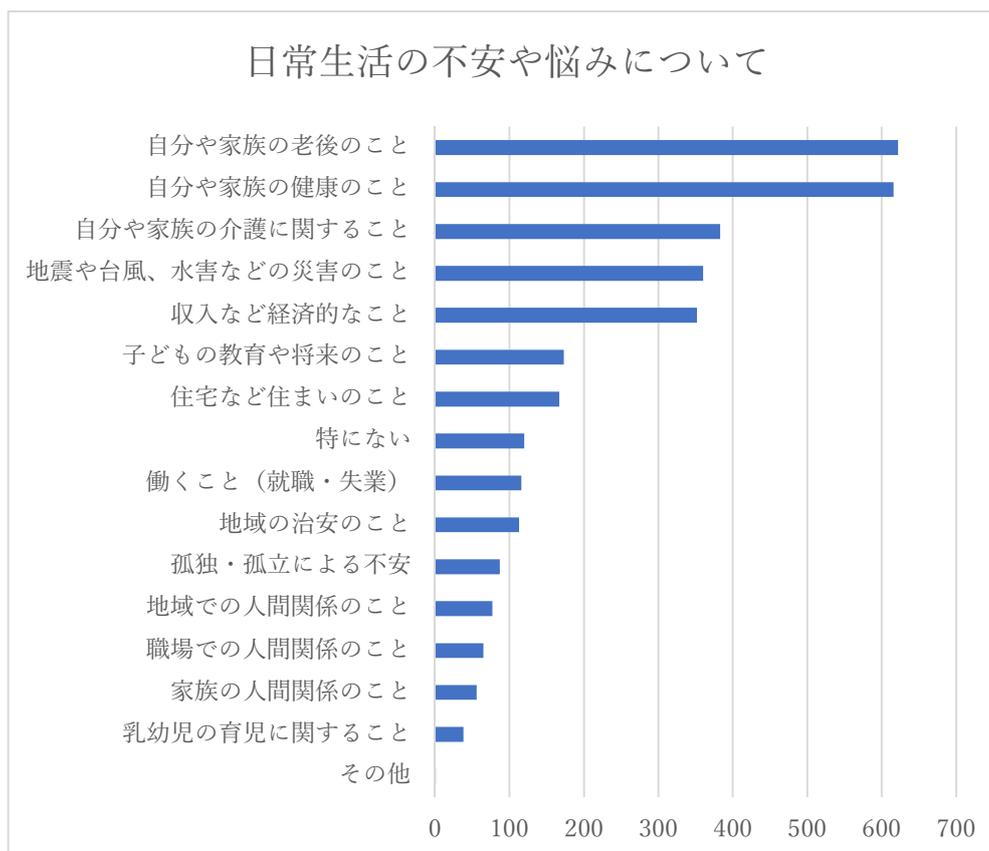
○窓口に期待すること



(単位：件)

(7) 日常生活の不安や悩みについて

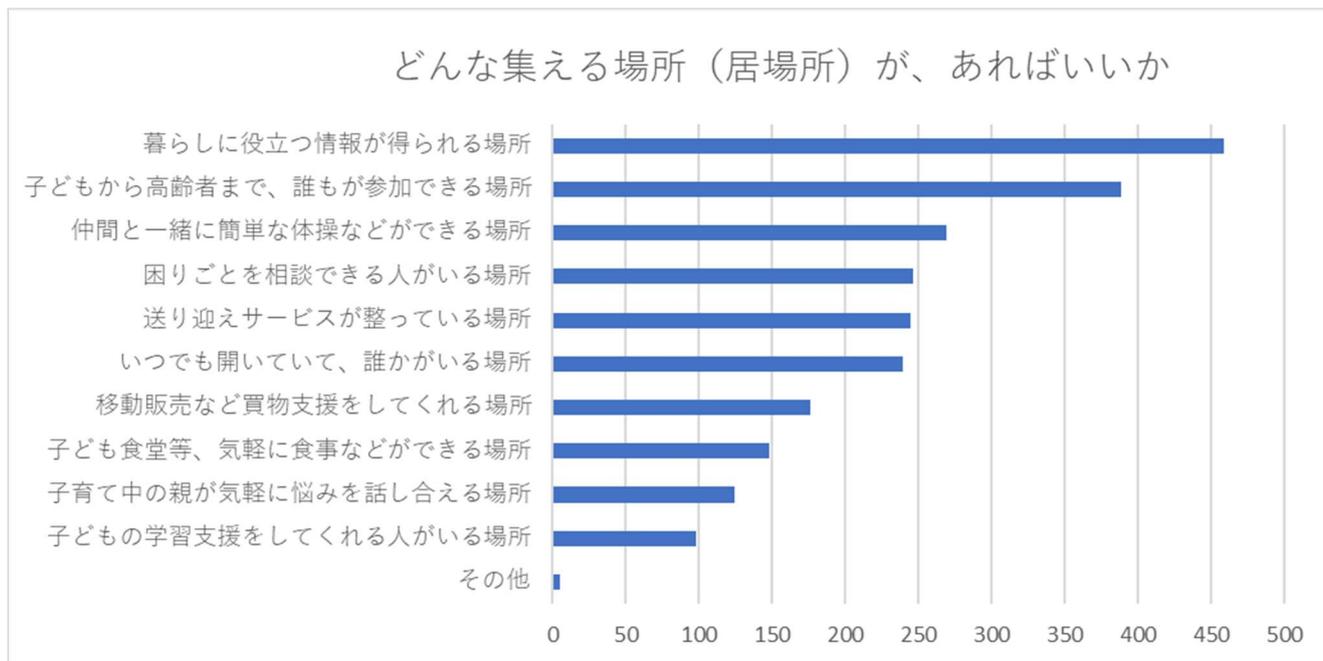
自分や家族の老後、健康、介護に対する不安をあげる方が最も多く、次いで災害、経済的な不安と続きます。次に、「子どもの教育や将来のこと」、「住宅など住まいのこと」「特にない」「働くこと（就業・失業）」「地域の治安のこと」「(地域・職場・家族の) 人間関係のこと」、「孤独・孤立による不安」「乳幼児の育児に関すること」という順になります。



(単位：件)

(8) どんな居場所があればよいか

「暮らしに役立つ情報が得られる場所」が最も多くなりました。また、子どもの居場所に対する関心が高く、「子ども食堂」や「子育て中の親が気軽に悩みを話し合える場所」、「子どもの学習支援」を足し合わせると370件と2番目に多くなります。



(単位：件)

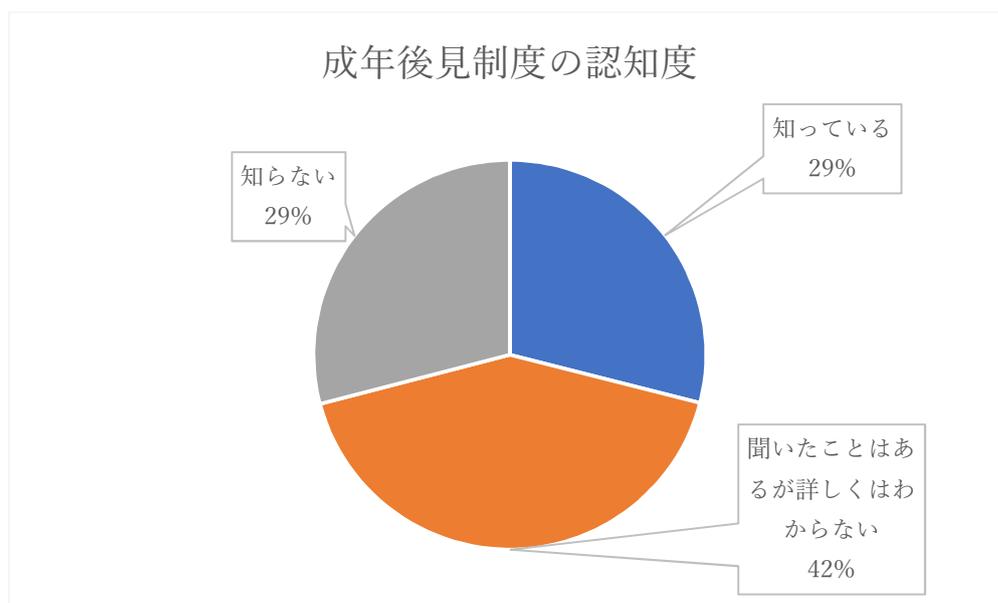
回答内容	回答数	小計
子ども食堂等、気軽に食事などができる場所	148	370
子育て中の親が気軽に悩みを話し合える場所	124	
子どもの学習支援をしてくれる人がいる場所	98	
暮らしに役立つ情報が得られる場所		459

(9) 成年後見制度の認知度等について

今回、成年後見利用促進基本計画を策定することから、成年後見制度の認知度等について質問をしました。その結果、「制度自体を知っている（29%）」、「聞いたことがある（42%）」を合わせて約7割の方が制度のことを知っているまたは、聞いたことがあると回答しています。一方、制度を知っていると回答した方に、利用意向について聞いたところ、7割が「わからない」としています。「利用したくない」と回答した理由として「制度や仕組みがよくわからないため」と半数以上が回答しています。

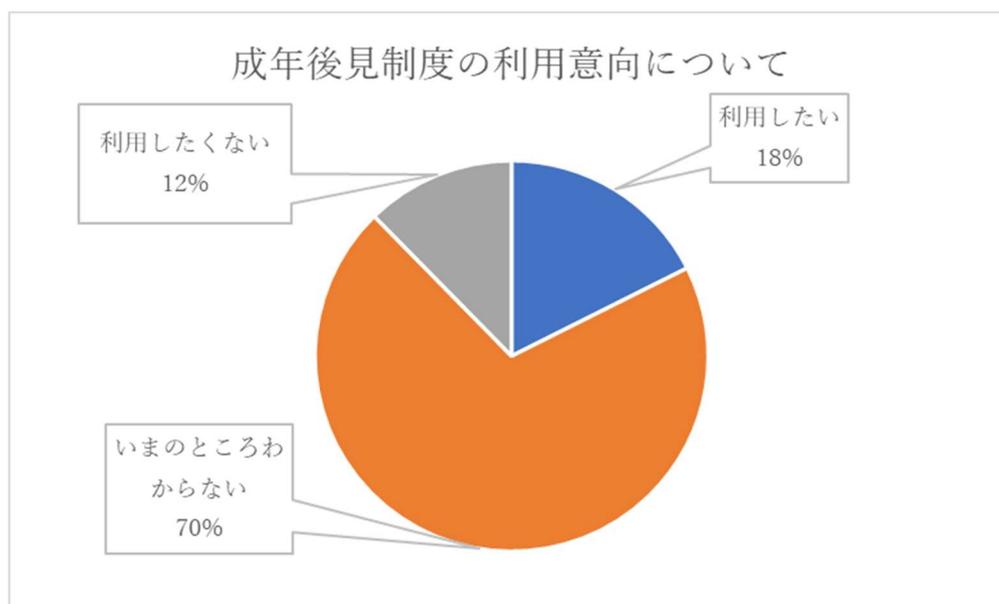
①成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、「聞いたことはあるが詳しくはわからない」が42%と最も高く、次いで、「知っている」と「知らない」がともに29%と拮抗しています。約7割の市民が成年後見制度について、詳しく知らない状況です。



②成年後見制度の利用意向

本人または親族等の判断能力が不十分となった場合の成年後見制度の利用意向は、「いまのところわからない」が70%、次いで「利用したい」が18%、「利用したくない」が12%となっています。



③成年後見制度を利用したくない理由

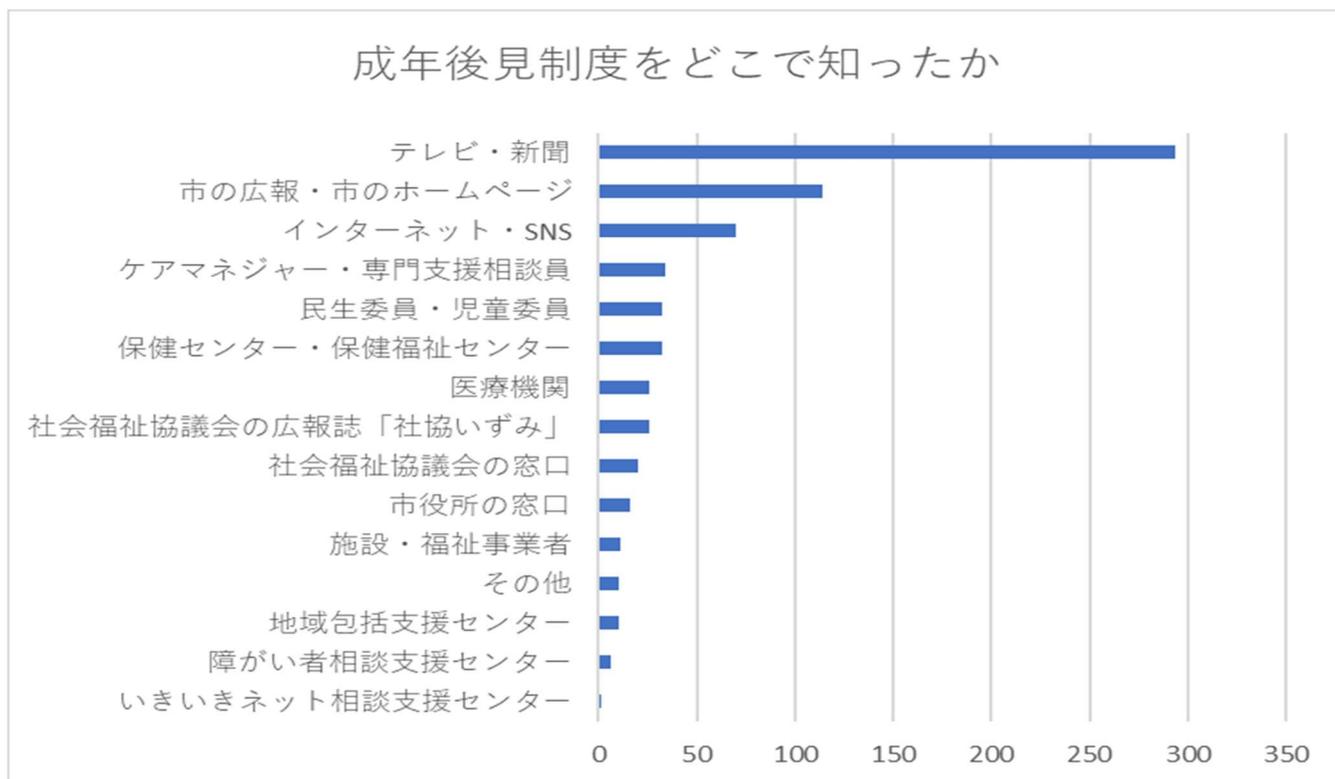
②で、利用したくないと答えた方の理由については、「制度や仕組みがよくわからないから」と答えた方が52%と最も多く、次いで「他人に財産などプライベートを知られたくないから」が24%、「費用がかかるから」が16%となっています。「家族との関係が悪くなりそうだから」と答えた方も6%ありました。

利用したくない理由	回答数	割合
制度や仕組みがよくわからないから	310	52.4%
他人に財産などプライベートを知られたくないから	140	23.7%
費用がかかるから	94	15.9%
家族との関係が悪くなりそうだから	37	6.3%
その他	10	1.7%
合計	591	100%

(単位：件)

④成年後見制度の情報入手経路

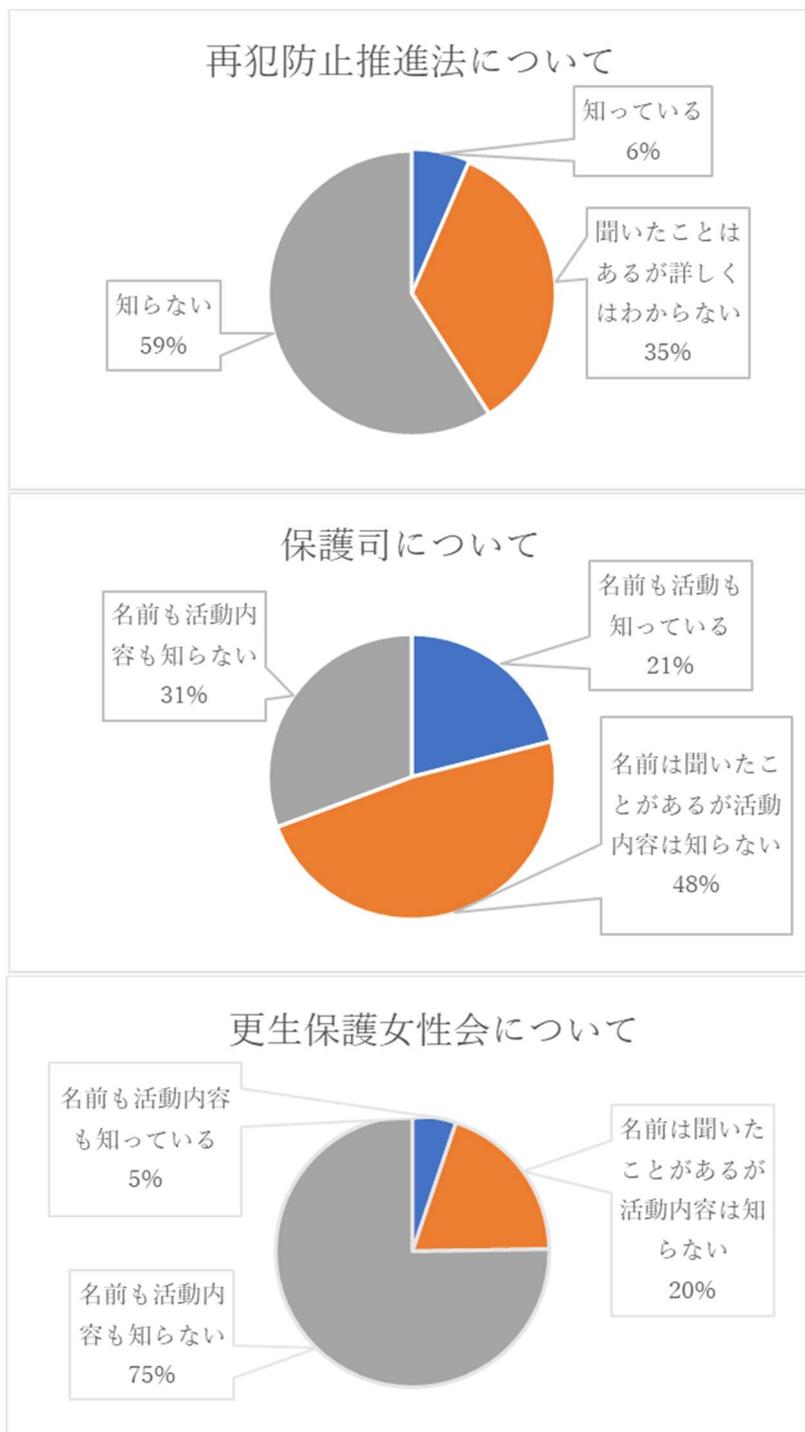
①で「成年後見制度を知っている」と答えた方が、制度をどこで知ったかをたずねたところ、「テレビ・新聞」と答えた方が最も多く、次いで「市の広報・市のホームページ」、「インターネット・SNS」の順になっています。



(単位：件)

(10) 再犯の防止等の推進に関する法律の認知度等について

今回、再犯防止推進計画を策定することから、関係する法律等の認知度等について質問をしました。その結果、「知っている（6%）」、「聞いたことはあるが詳しくはわからない（35%）」を合わせて、約4割の方が法律のことを知っている、または、聞いたことがあると回答しています。また、保護司の名前も活動も知っていると答えた人は21%、更生保護女性会の名前も活動も知っていると答えた人は5%となっています。



4. 市社協アンケート調査結果

地域住民の地域福祉やボランティア活動等に関する意識や意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、一般住民と子どもを対象とする2種類のふくし（ふだんのくらしのしあわせ）アンケート調査を行いました。回答数の偏りはありましたが、アンケート調査2種類共に全ての小学校区の方からの協力をいただきました。

○アンケート調査の概要

項目	内容	
調査対象者	一般住民対象 (市内在住/在勤)	子ども対象 (市内の小学5年生/中学2年生)
抽出方法	市内各所にポスターの掲示やチラシを配布、イベント会場等での紙媒体での回答の呼びかけ	小学校長会及び中学校長会にて協力の呼びかけ
調査方法	Google フォームを活用した電子媒体と紙媒体の2種類	Google フォームを活用した電子媒体
調査期間	令和5年5月1日～6月30日	令和5年6月26日～7月21日
回収結果	1,520通	1,781通(小学5年生644通・中学2年生1,137通)回収率55%

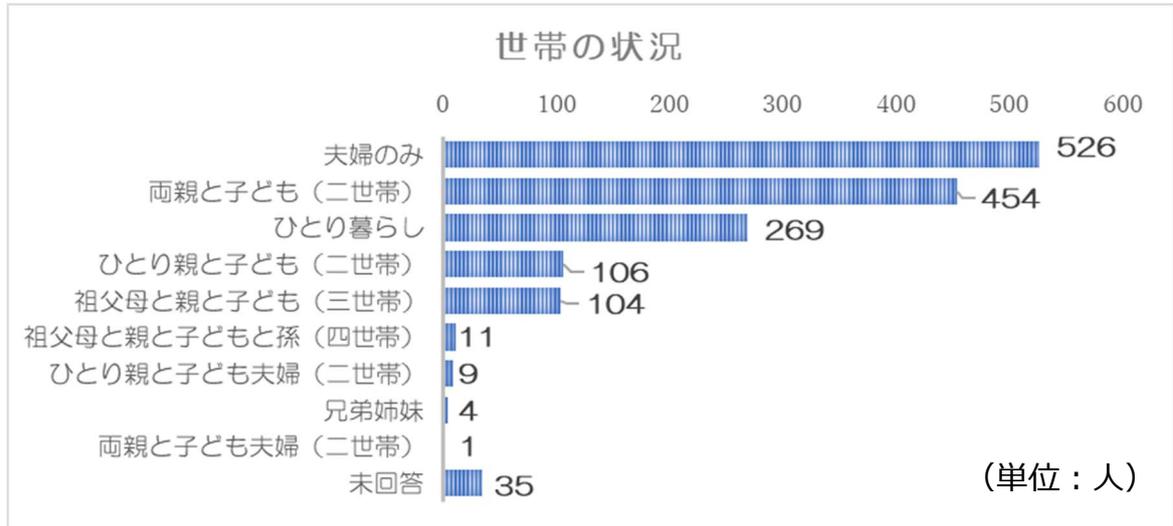
【協力いただいた団体】

校区社会福祉協議会・町会連合会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ連合会・保護司会・障がい者家族会・視覚障がい者団体・ふたば幼児教室・エンゼルハウス・小学校・中学校等

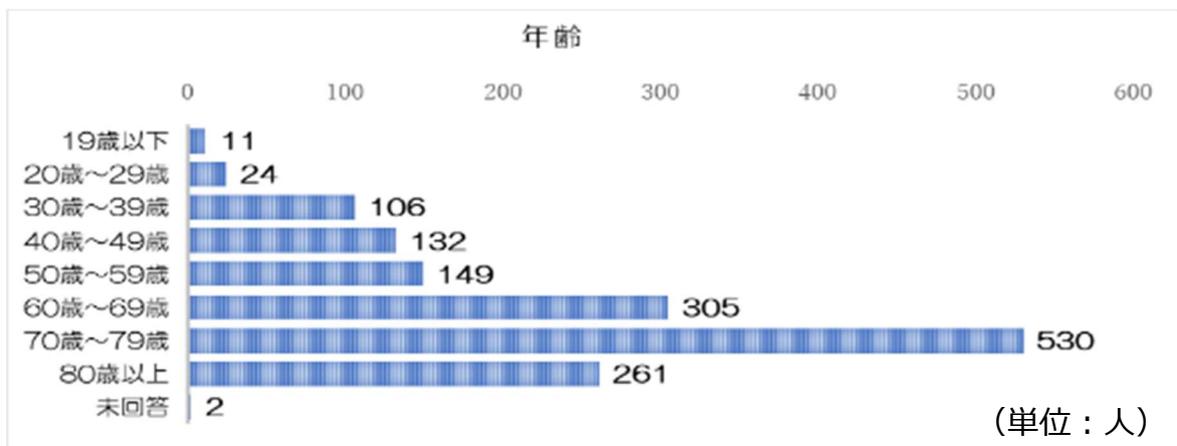
(1) 一般住民対象ふくし（市内在住/在勤）アンケート集計結果

世帯、同居している家族、年齢などすべてに関して幅広い層の方から回答いただけています。

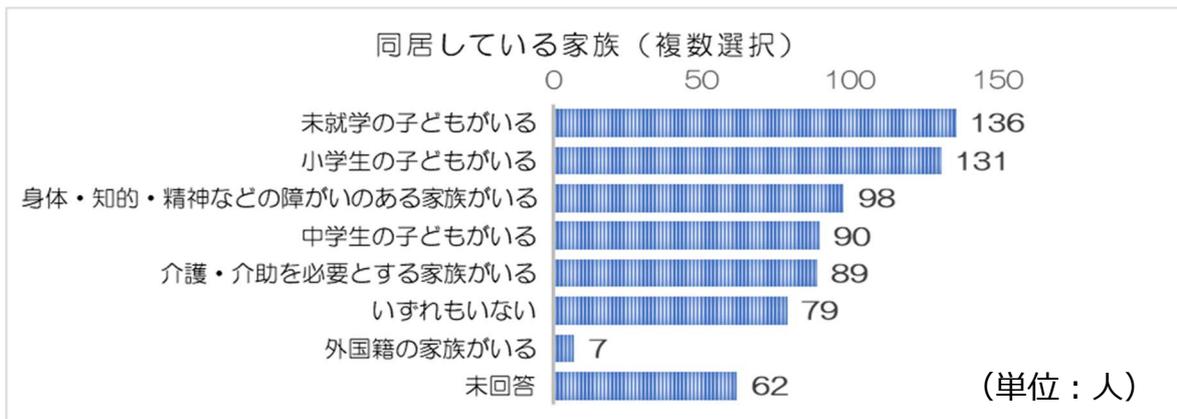
・回答者の世帯の状況



・回答者の年齢



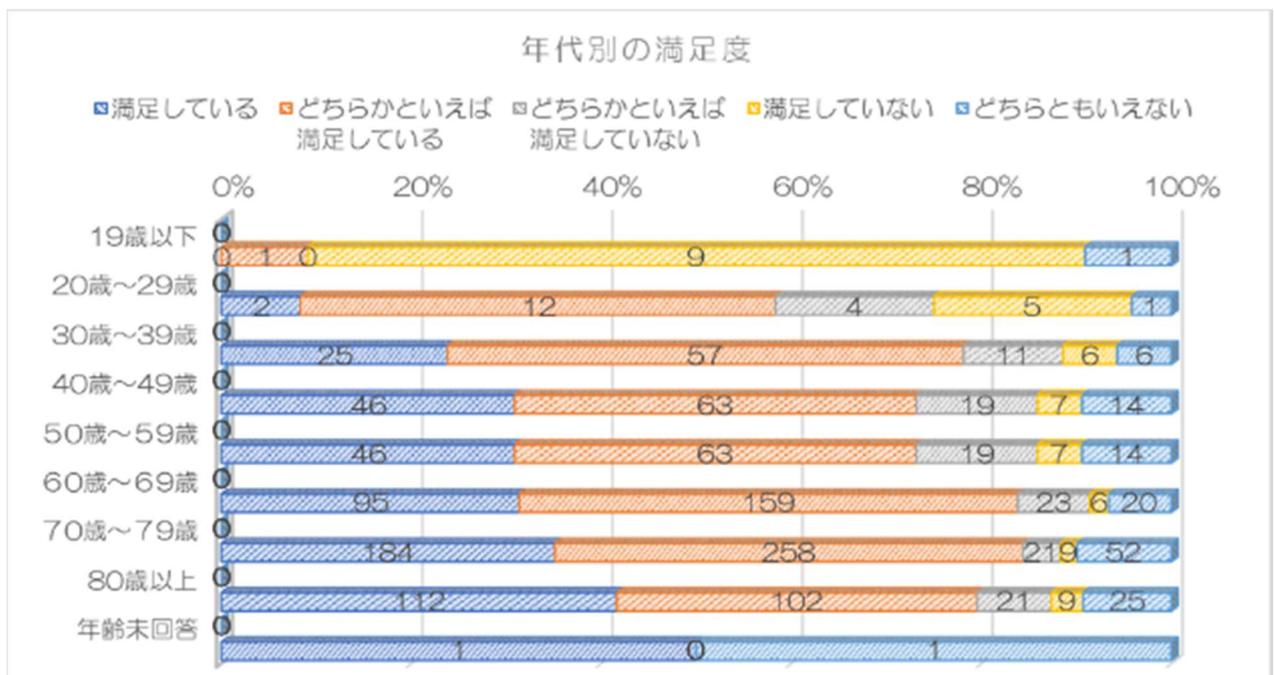
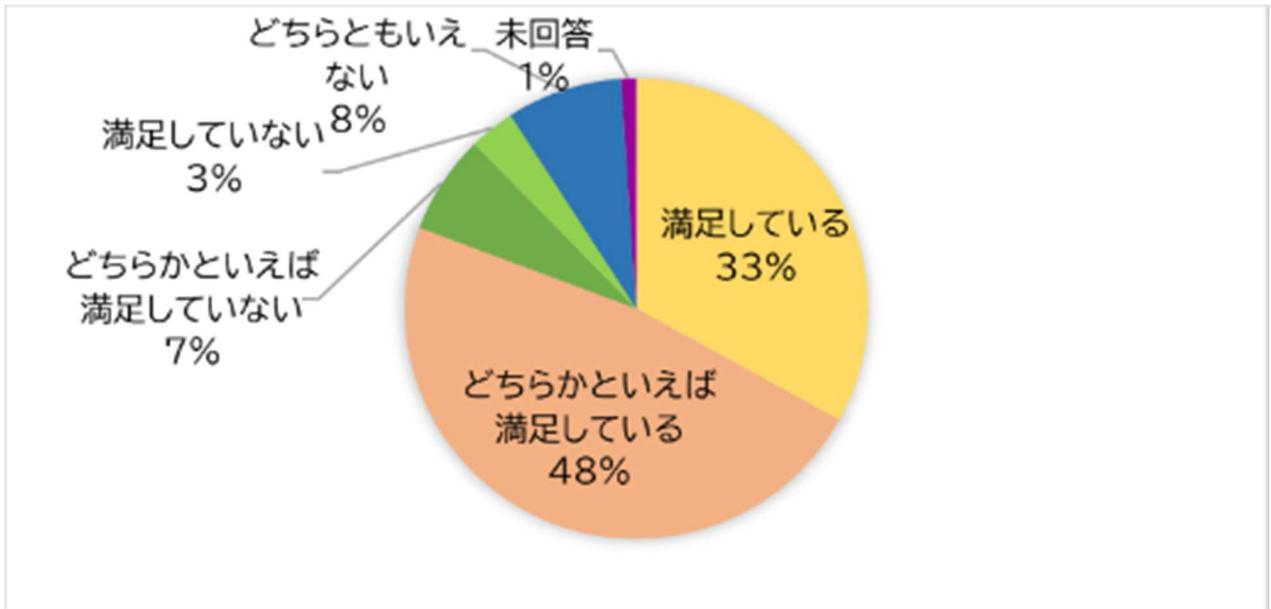
・回答者の同居している家族（複数選択）



○生活の満足度について

回答者の半数（48%）が『どちらかといえば満足している』と回答。次いで『満足している』という順になります。

また、年齢別の満足度を示すグラフでは年齢が高くなるほど満足度が高い結果となっています。

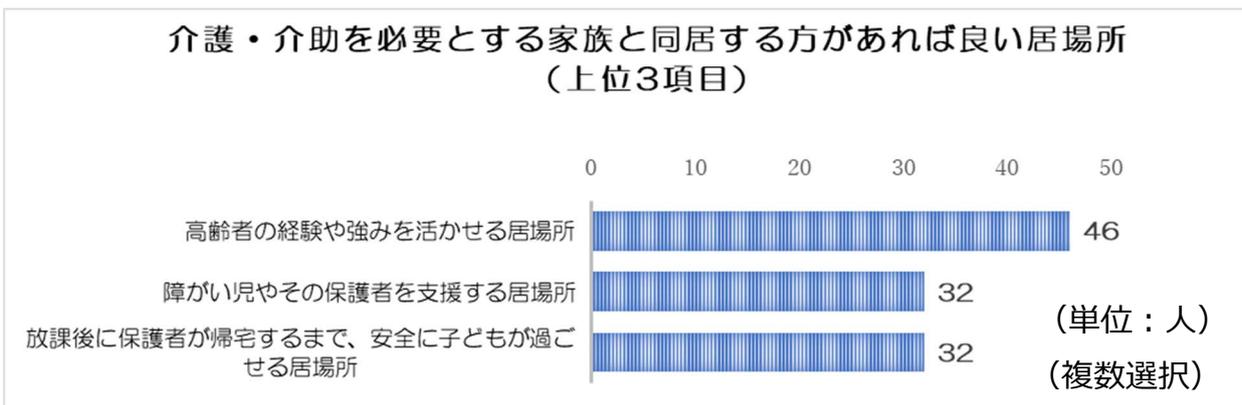
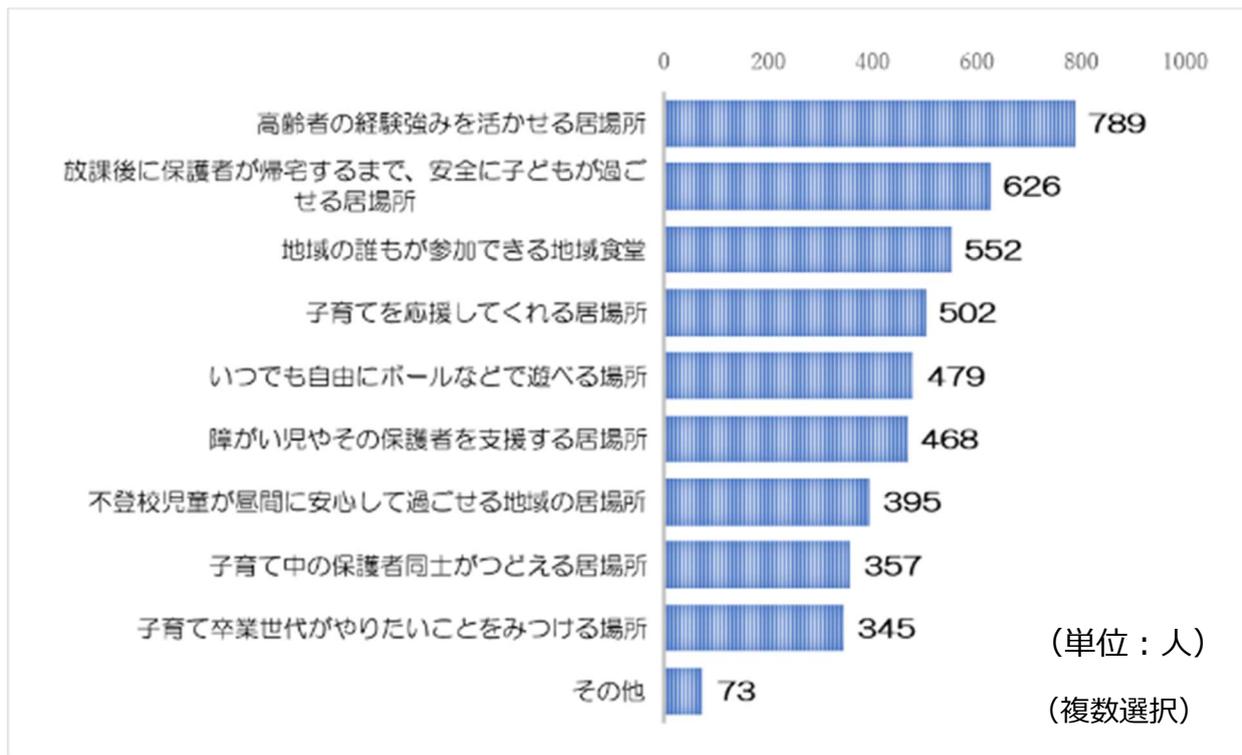


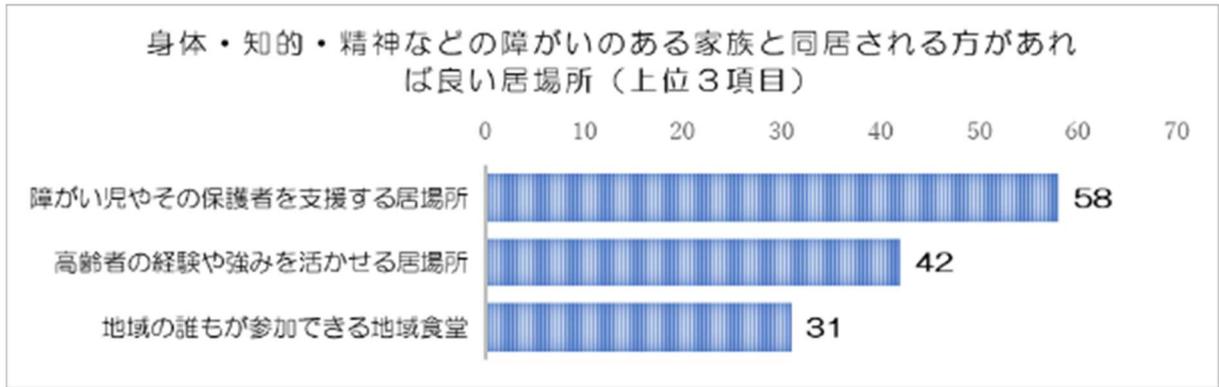
(単位: 人)

○どんな居場所があればよいか

「高齢者の経験や強みを活かせる居場所」が最も多く、次いで「放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所」「地域の誰もが参加できる地域食堂」「子育てを応援してくれる居場所」と続きます。少数意見ではありますが、その他の意見としては、「高齢の男性がつどえる場所」「生活上の困りごとを気軽に相談できる場所」「外国人同士が交流できる場所」などがあります。

また、介護・介助を必要とする家族と同居する方の回答上位3項目は、「高齢者の経験や強みを活かせる居場所」「障がい児やその保護者を支援する居場所」「放課後に保護者が帰宅するまで、安全に子どもが過ごせる居場所」の順です。次に、身体・知的・精神などに障がいのある家族と同居する方の回答上位3項目は「障がい児やその保護者を支援する居場所」「高齢者の経験や強みを活かせる居場所」「地域の誰もが参加できる地域食堂」の順です。

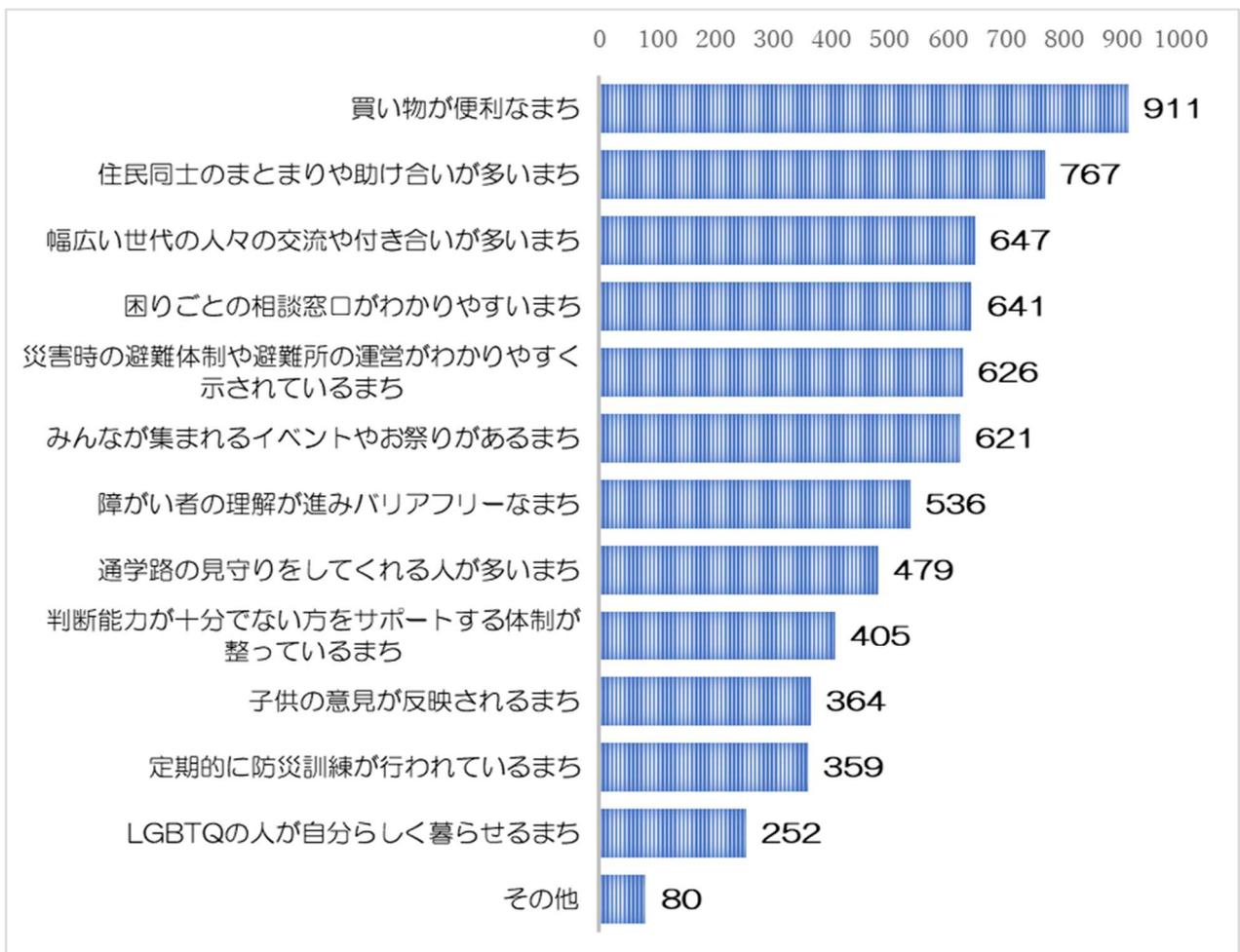




(単位：人)

○どんなまちだと良いか

「買い物が便利なまち」が最も多く、次いで「住民同士のまとまりや助けあいが多いまち」「幅広い世代の人々の交流や付き合いが多いまち」「困りごとの相談窓口がわかりやすいまち」「災害時の避難体制や避難所の運営がわかりやすく示されるまち」の順です。

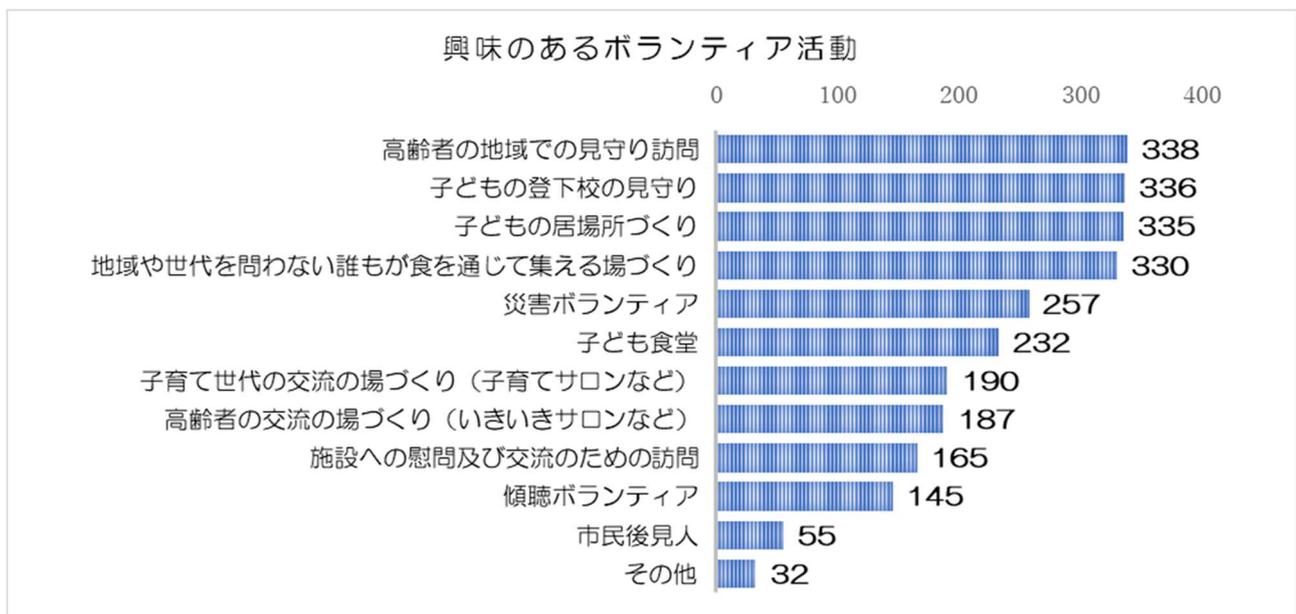


(単位：人)

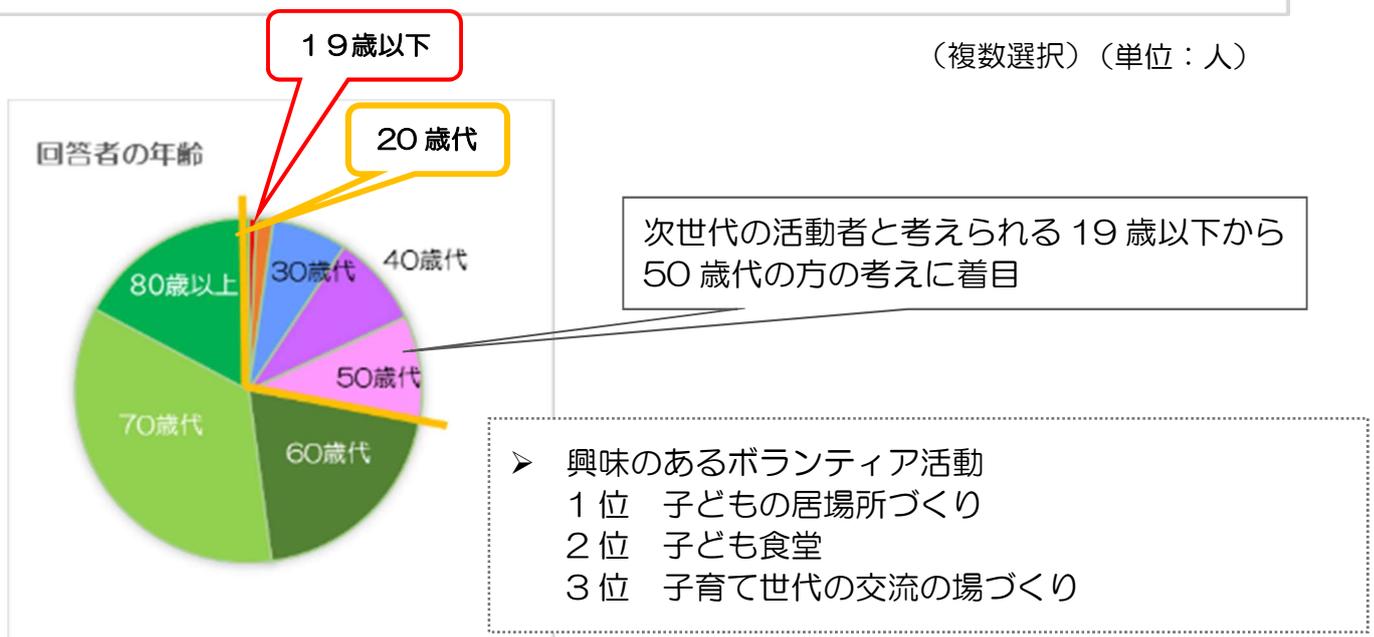
○興味のあるボランティア活動について

「高齢者の地域での見守り訪問」「子どもの登下校の見守り」「子どもの居場所づくり」「地域や世代を問わない誰もが食を通じて集える場づくり」の4項目が僅差で上位の回答です。次に、「災害ボランティア」と続きます。

また、次世代の担い手として19歳以下から50歳代の意見に着目すると、「子どもの居場所づくり」「子ども食堂」「子育て世代の交流の場づくり」が上位となります。その他の意見としては「地域のクラブ活動の指導者」「学校が苦手な子どもへの支援活動」「外国人を孤立させない活動」「子どもや不登校の子の学習支援」「障がい者の活動支援」等、子どもにまつわるボランティア活動や外国人や障がい者への支援活動などにも関心がうかがえます。



(複数選択) (単位:人)



○地域を良くする話しあいや活動への参加について

最も多かったのは、「参加はしないが、話し合いの内容を知りたい」次に「話し合いの場に参加したい」の順で、話しあいや活動の情報発信が地域活動者を増やす糸口になることがわかります。

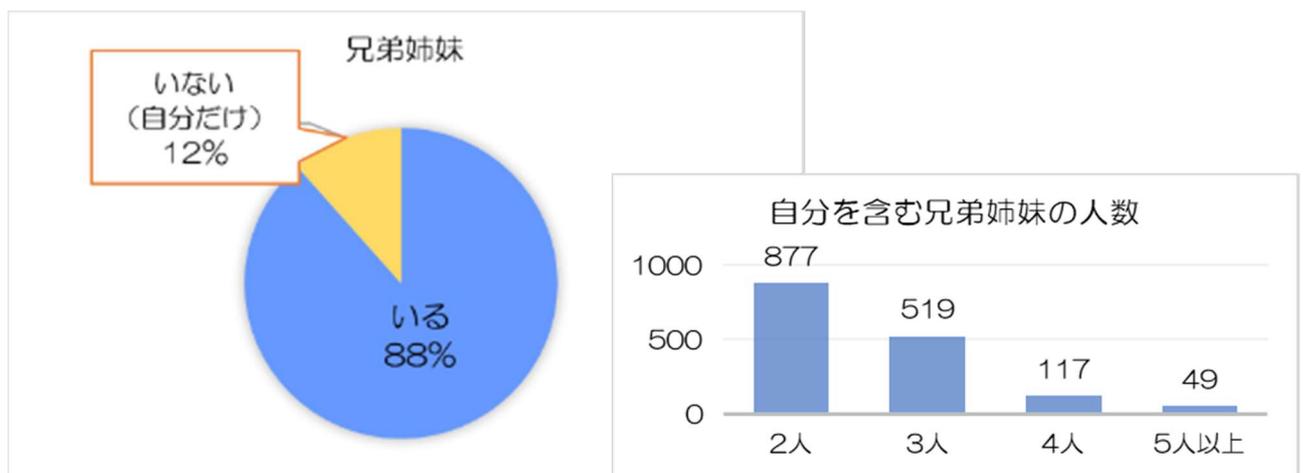


(単位：人)

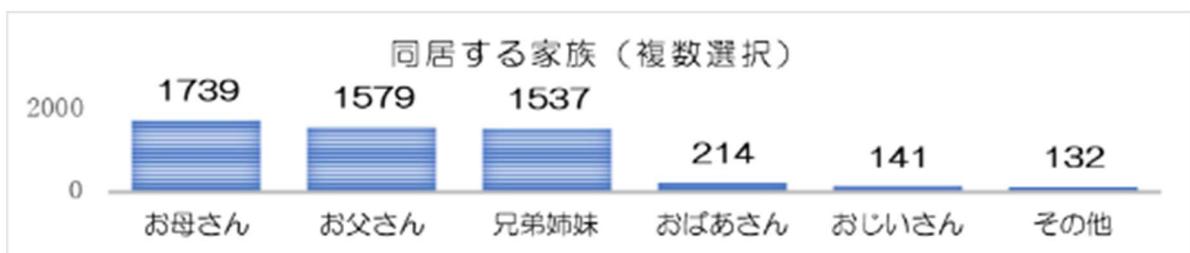
子ども対象ふくし（市内の小学5年生/中学2年生）アンケート調査結果

○同居する家族の状況

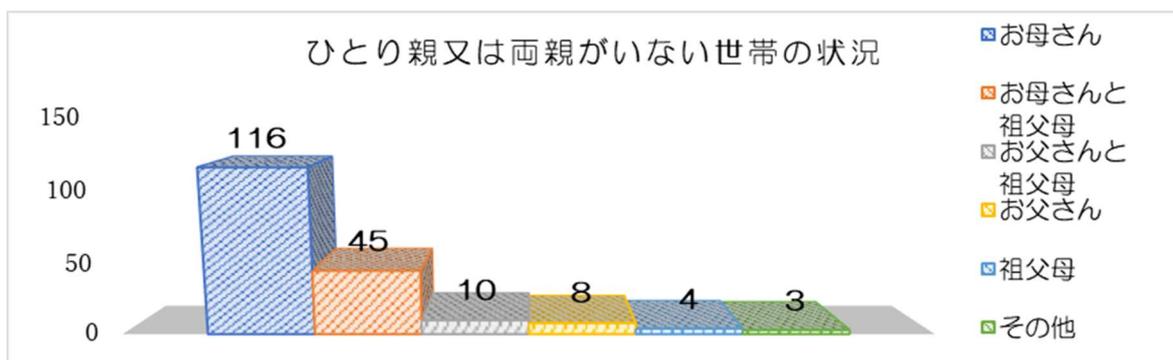
兄弟姉妹がいる子どもは約9割（88%）、自分を含めた兄弟姉妹の人数は2人が最も多く、次いで3人です。また、同居する家族については、「お母さん」「お父さん」「兄弟姉妹」と続き、「おばあさん」や「おじいさん」との同居が極めて少ないです。次に、ひとり親又は両親がいない世帯のおとなの構成では、「お母さん」が単独で子どもを養育している割合が高いです。



(単位：人)



(単位：人)

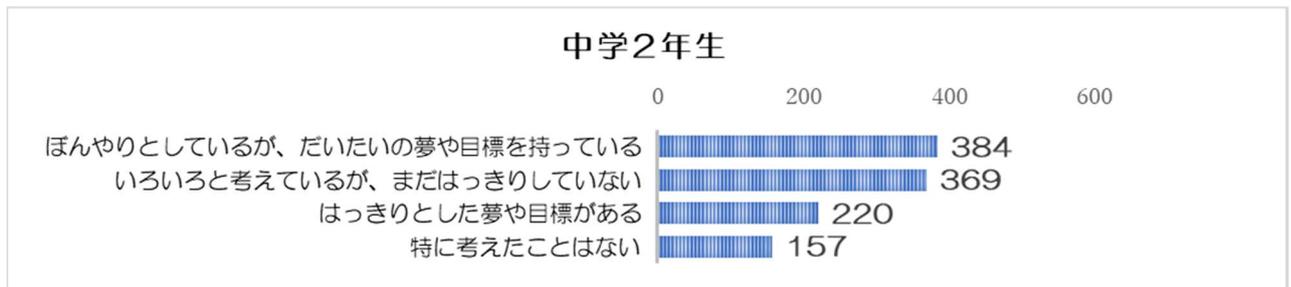


(単位：人)

○将来の夢や目標について

中学2年生は、「ぼんやりとしているが、だいたいの夢や目標を持っている」が多く、次に「いろいろと考えているが、まだはっきりしていない」「はっきりとした夢や目標がある」「特に考えたことはない」と続きます。

小学5年生は、「はっきりとした夢や目標がある」が最も多く、次に「ぼんやりとしているが、だいたいの夢や目標を持っている」「いろいろと考えているが、まだはっきりしていない」「特に考えたことはない」と続きます。



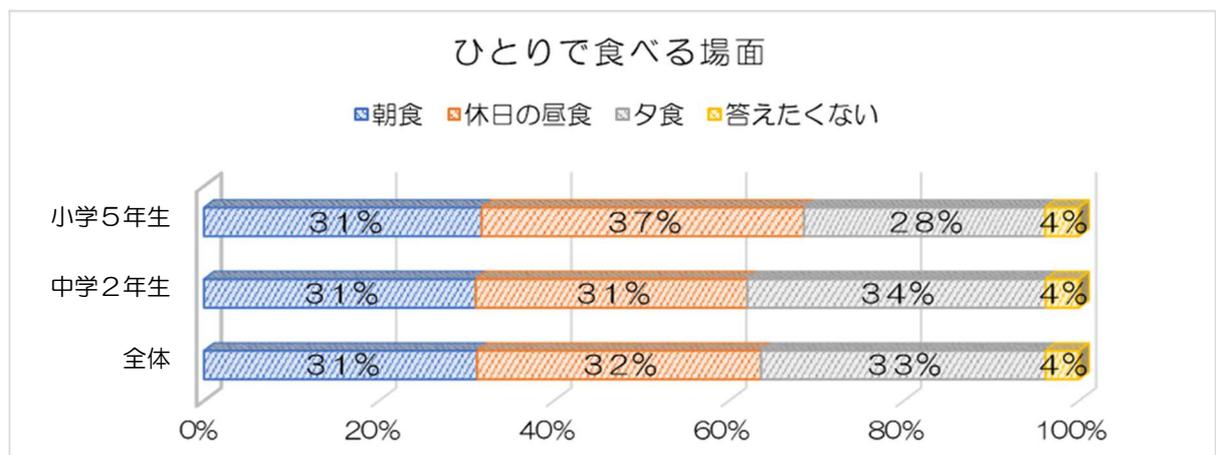
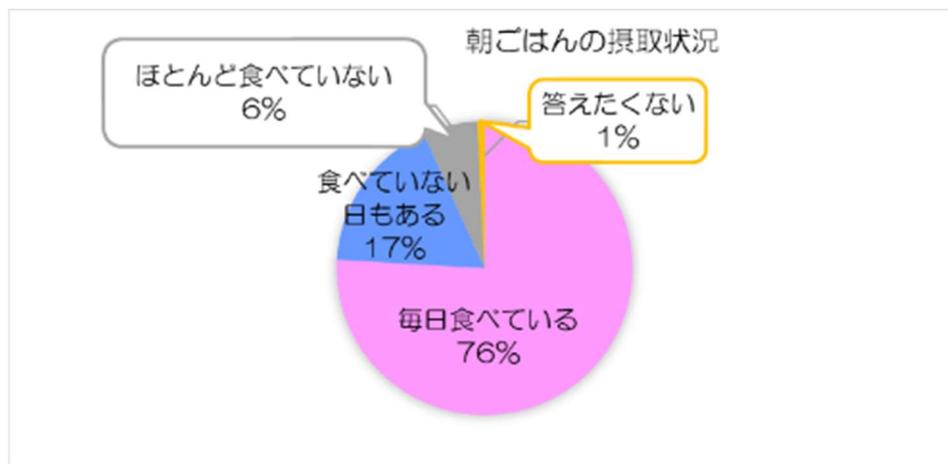
(単位：人)



(単位：人)

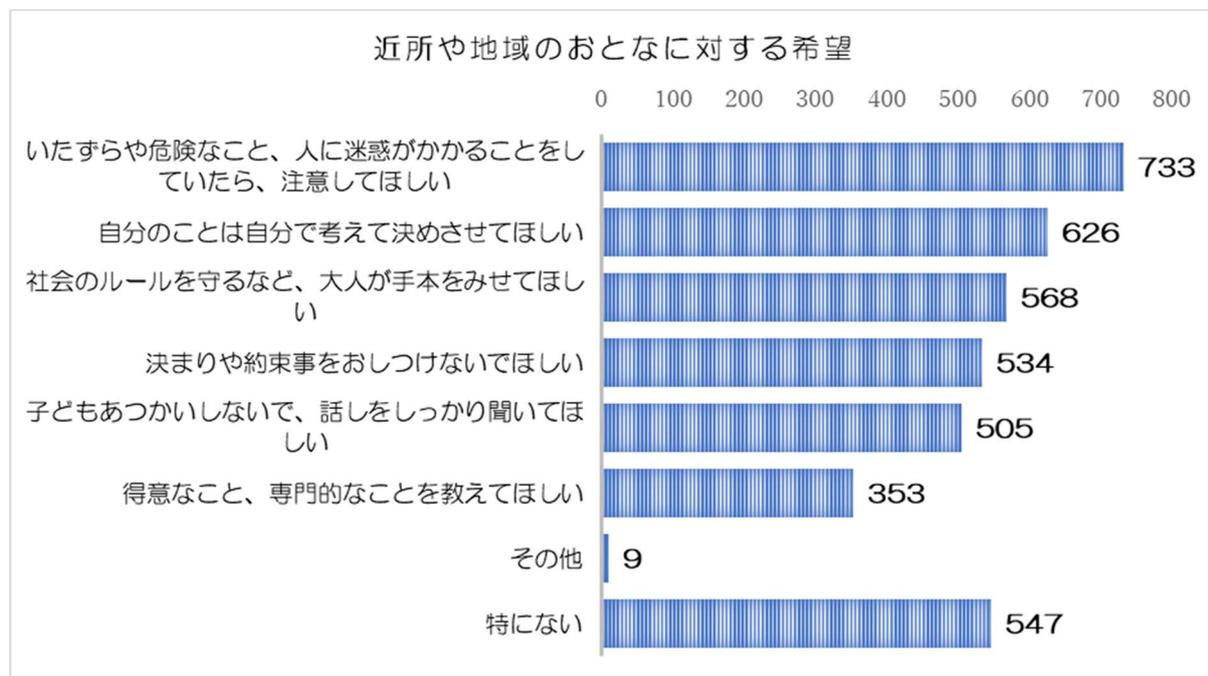
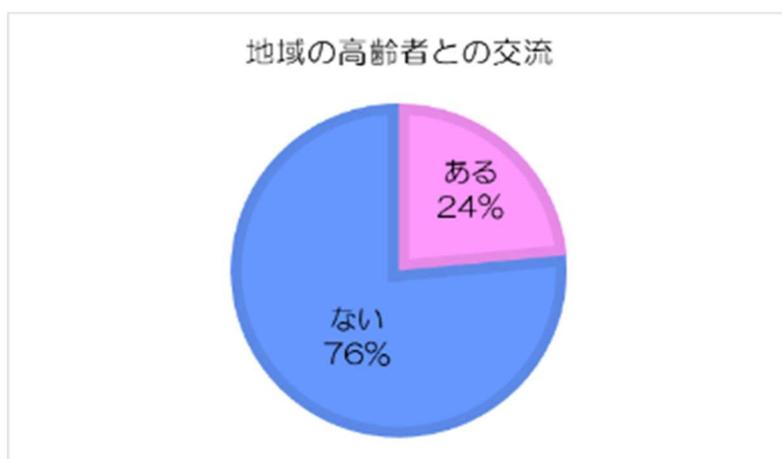
○食事について

朝ごはんの摂取状況は、「毎日食べている」76%と最も多く、次に「食べていない日もある」17%「ほとんど食べていない」6%と続きます。「ごはんをひとりで食べる」と回答した子どもの内訳を確認したところ、中学生では「ある」が59%で小学生では「ある」が37%でした。また、ひとりで食べる場面については、中学生は場面ごとの差はあまり見られませんが、小学生は、「休日の昼食」にひとりで食べる人が多いことがわかります。



○地域住民の交流について

地域との高齢者との交流が「ない」と約 8 割の子どもが回答。近所のおとなに対する希望としては「いたずらや危険なこと、人に迷惑がかかることをしていたら、注意してほしい」が最も多く、次に「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」「社会のルールを守るなど、大人が手本をみせてほしい」と続きます。

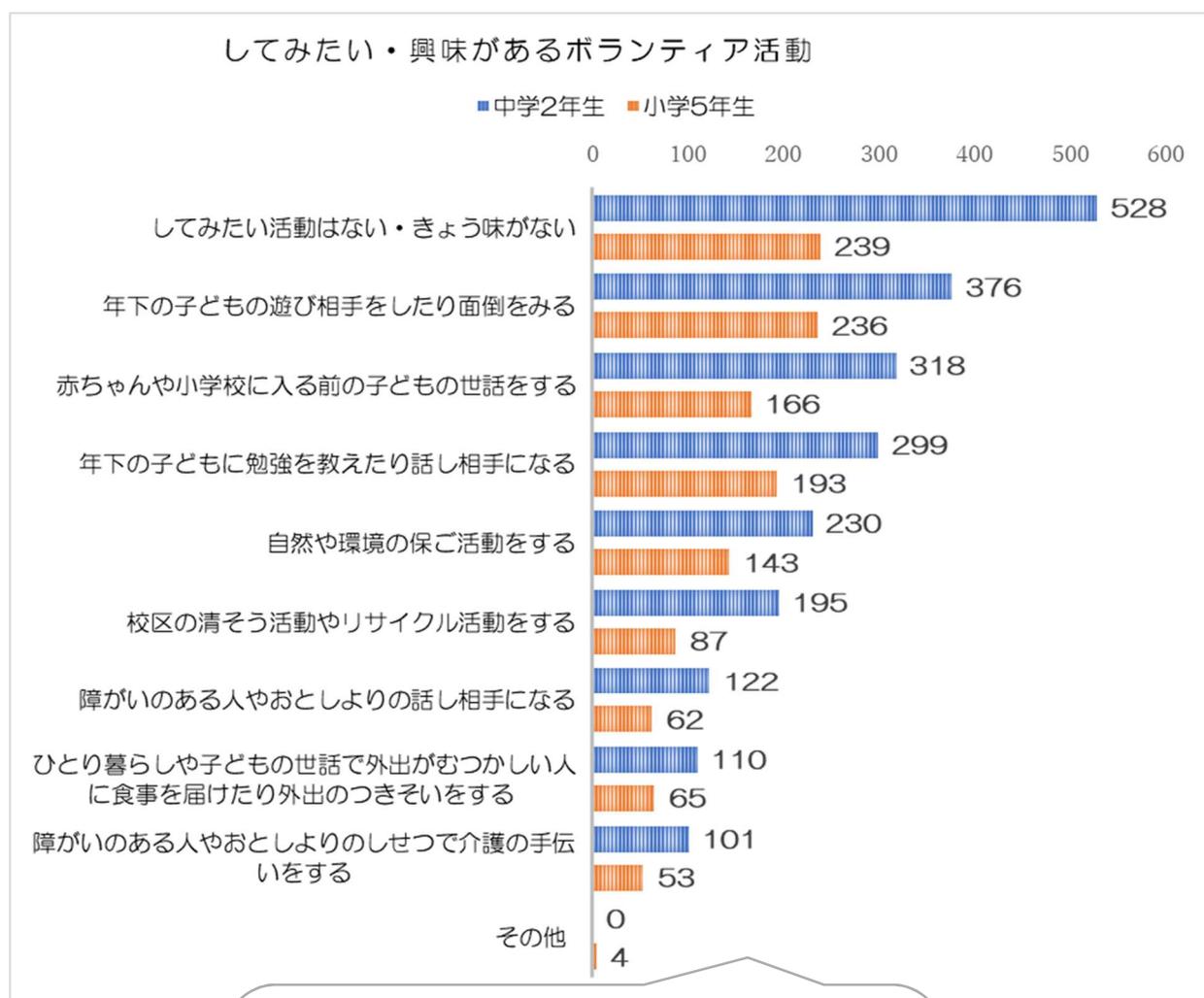


(単位：人)

○ボランティア活動について

してみたい・興味があるボランティア活動については、中学2年生及び小学5年生ともに「してみたい活動はない・きょうみがない」が最も多かったが、「年下の子ども遊び相手をしたり面倒をみる」「赤ちゃんや小学校に入る前の子どもの世話をする」が「年下の子どもに勉強を教えたり話し相手になる」と自分より年下の子どもの世話をするボランティア活動に興味があることがわかります。

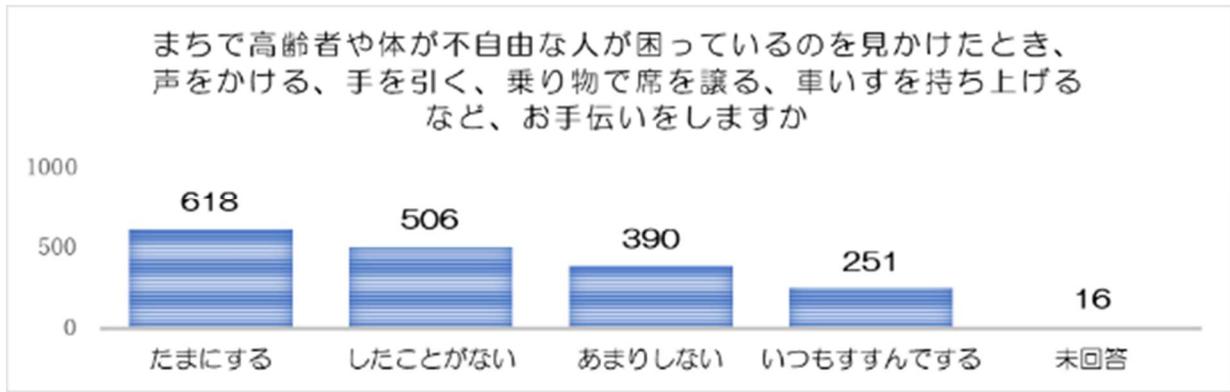
また、まちで高齢者や体の不自由な人が困っていたらお手伝いをするかとの設問に対して、「たまにする」が最も多く、次に「したことがない」「あまりしない」「いつもすすんです」と続きます。



その他の意見

- ◎困っている人がいたら助けてあげたい
- ◎保育園に行ってお手伝いをする
- ◎図書館でのお手伝い
- ◎ボランティアをしたことがないのでわからない

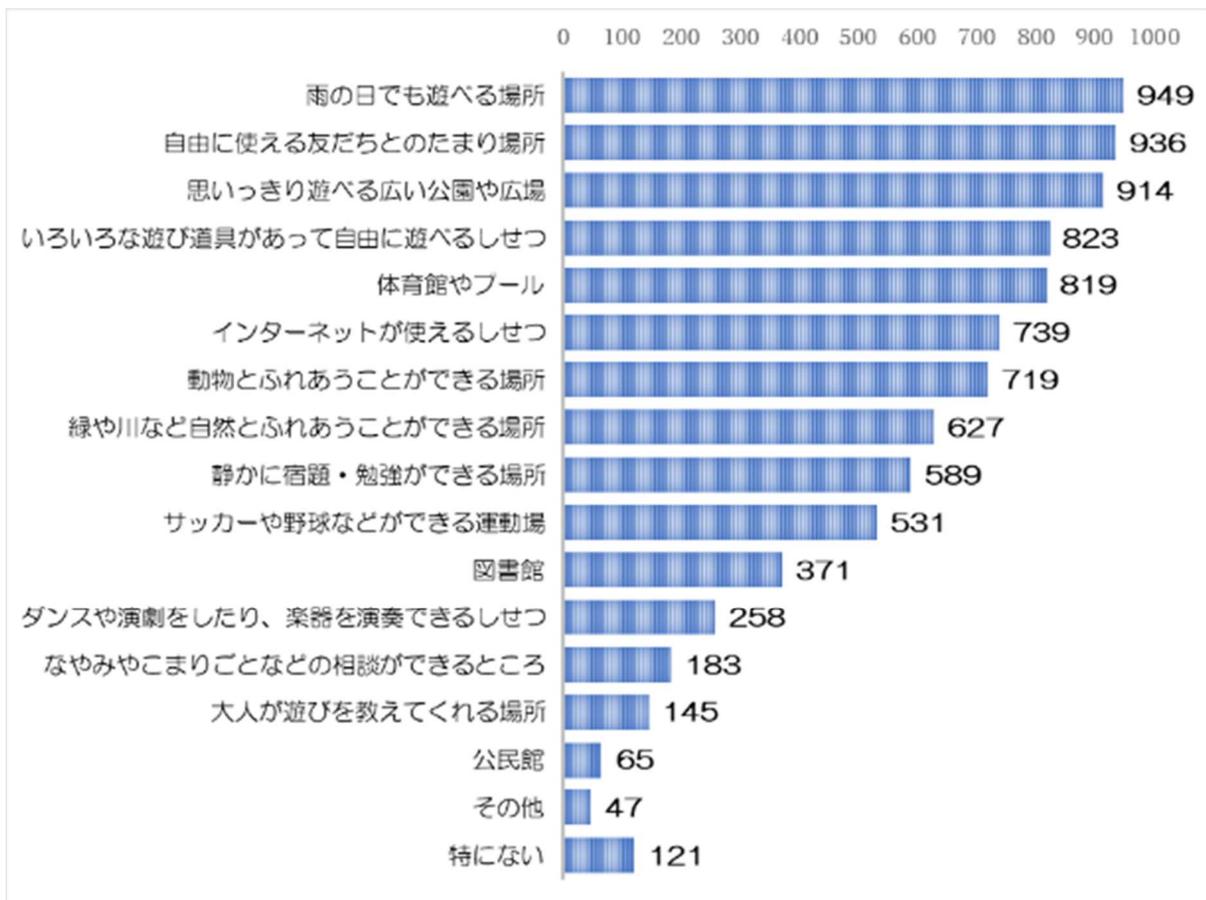
(単位：人)



(単位：人)

○「近くにあったらいいな」と思う遊び場や施設

「雨の日でも遊べる場所」「自由に使える友だちとのたまり場」「思いっきり遊べる広い公園や広場」が僅差で上位にあがり、次に「いろいろな遊び道具があって自由に遊べるしせつ」「体育館やプール」と続きます。子どもたちは地域の中で、つながりを作れる居場所を必要としているようです。



(単位：人)

5. 第5次地域福祉基本・活動計画に包含する新しい計画の詳細について

今次、新たに包含する計画の詳細を下記に掲載します。

(なお、取組み目標、業績指標や成果指標は本文にも一部掲載しています。)

成年後見利用促進基本計画

ア) 計画策定の趣旨と背景

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「成年後見制度利用促進法」という。)により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置付け、取り組んできたところですが、この基本的な計画の策定にあたり、地域福祉基本・活動計画をはじめとする他の計画と有機的に連携を図り、進めることが重要です。そこで、本市では新たに「和泉市成年後見利用促進基本計画」を策定し、「第5次和泉市地域福祉基本・活動計画」に成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する取組みを定め、総合的・計画的に進めていきます。

イ) 計画の位置づけ

「和泉市成年後見利用促進基本計画」は、「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を示すものです。策定にあたっては、本市における地域福祉基本計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

ウ) 成年後見利用促進基本計画の策定に関する専門委員会の設置

計画策定にあたり、和泉市地域福祉推進協議会の下部組織として、学識経験者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の代表を委員とする「成年後見利用促進基本計画の策定に関する専門委員会」を開催し、検討を行いました。

○主にいただいたご意見

- ・市長申立の件数が少なく、必要な人に適切に権利擁護を実施することが出来るような仕組みづくりが重要
- ・市民後見人の養成と活躍の場の検討の必要性

- ・ 経済的な負担によって成年後見制度の利用が断念されないような体制づくり
- ・ 日常生活自立支援事業との連動

工) 申立の状況

福祉的援助が必要で二親等以内の親族がいない方などに対して行う成年後見制度の市長申立の件数は、近年1～5件程度で推移しています。令和4年度には、認知症高齢者で4件、知的、精神障がい者で1件となっています。本市の成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、令和4年には後見開始が302人、保佐開始が78人、補助開始が22人となっています

○市長申立の件数

	令和2年	令和3年	令和4年
知的障がい・精神障がい	1人	0	1人
認知症高齢者	0	2人	4人

○和泉市申立件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
申立件数	58件	61件	69件

出典：大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」

○和泉市の成年後見制度の利用者数

	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	361人	381人	406人

出典：大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」

○利用者数の内訳(累計)

	令和2年	令和3年	令和4年
後見開始	274人	289人	302人
保佐開始	62人	69人	78人
補助開始	22人	20人	22人
任意後見監督人	3人	3人	4人
合計	361人	381人	406人

出典：大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」

オ) 施策の体系

基本理念	取組み	具体的な取組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが主人公！</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一人ひとりが輝けるまち和泉</p>	<p style="text-align: center;">I</p> <p style="text-align: center;">成年後見制度の周知と 利用しやすさの向上を 図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の啓発と制度理解の推進 ②意思決定支援に関する周知と研修の開催 ③後見人等候補者の適切な推薦等の実施 ④成年後見制度利用支援事業の充実
	<p style="text-align: center;">II</p> <p style="text-align: center;">権利擁護支援の地域連 携ネットワークを構築 する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤中核機関及び協議会の設置 ⑥権利擁護支援が必要な人の早期発見 と早期支援の推進 ⑦本人を取り巻く支援体制の整備
	<p style="text-align: center;">III</p> <p style="text-align: center;">権利擁護支援への多 様な主体の参加と地 域づくりを推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑧権利擁護支援に関するニーズの把握 ⑨権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援 ⑩日常生活自立支援事業との連携推進

カ) 取組みⅠ 「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上を図る」

成年後見制度を正しく理解できるよう、わかりやすい制度の周知に努めます。

本人の意思決定や身上保護を重視した支援が行われるよう、各関係機関に対して理解を促し、支援体制の整備を進めます。

【現状と課題】

- ・成年後見制度について、市民が制度そのものを知らなかったり、その意義について十分に理解されていない状況です。成年後見制度について広く周知し、多くの方が正しく理解できるよう取組みを進める必要があります。
- ・支援者側においても、成年後見制度に関する理解度や経験に個人差があり、支援者を対象とした学習の機会が必要です。
- ・成年後見制度の利用を希望する人が、手続きの煩雑さや経済的な負担により、利用を断念してしまうことがないよう、さまざまな段階での支援が必要です。

【具体的な取組み】

No.	具体的な取組み	取組みの内容
①	成年後見制度の啓発と制度理解の推進	○パンフレットやSNS等を活用したわかりやすい情報発信を行います。 ○対象者のニーズに合わせた講演会、研修会、出前講座等を開催し、制度の理解を深めます。
②	意思決定支援に関する周知と研修の開催	○意思決定支援に関するガイドライン等についての研修会を開催するとともに、普及啓発に取り組めます。
③	後見人等候補者の適切な推薦等の実施	○本人の状況や意思を踏まえ、適切な後見人等候補者を推薦できるよう、受任調整の機能を強化します。
④	成年後見制度利用支援事業の充実	○虐待等によって、侵害された権利の回復や本人の福祉の増進を図るため、市長申立を適切に実施するとともに、必要となる費用を助成する成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

キ) 取組みⅡ 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する

身近な地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を早期に発見し、必要な支援へ適切につなげる地域連携ネットワークを構築します。また、既存の組織や仕組みを活用し、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う中核機関を設置します。

【現状と課題】

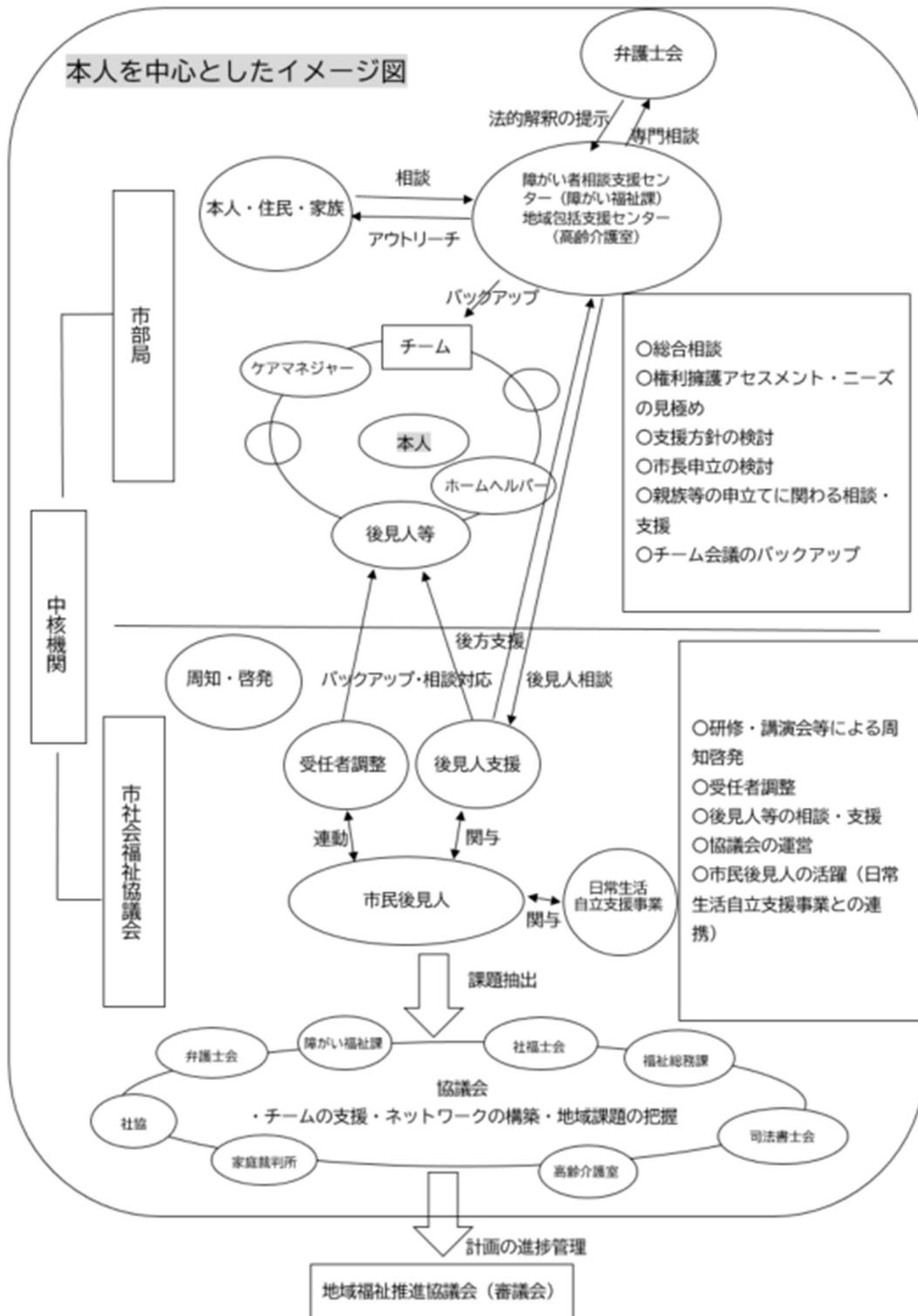
- ・ 少子高齢化等の進行により、高齢者のみの世帯や8050世帯が増えている昨今、家族や地域のつながりの希薄化によって、地域の中でも権利擁護のニーズを把握することが難しくなっています。
- ・ 判断能力が不十分なため、虐待等の権利侵害やセルフネグレクトなどについて、自ら相談することやSOSを発することができない高齢者や障がい者が増えています。
- ・ 本人の状況の変化に適切に対応できるように、本人や支援者等を含めたチームで支える体制を強化する必要があります。体制整備を担う中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置付け等を定めていく必要があります。

【具体的な取組み】

No.	具体的な取組み	取組みの内容
⑤	中核機関及び協議会の設置	○権利擁護支援の要となる中核機関を設置します。 ○既存の組織を活用し、権利擁護支援の課題や取組み等を協議する協議会を設置します。
⑥	権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援の推進	○地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障がい者相談支援センター、相談支援事業所などとの連携を図り、権利擁護が必要な人の初期相談のための取組みを強化するとともに、地域連携ネットワークを整備します。 ○専門職による相談会などを実施し、早期の段階から、身近な地域で相談できる体制を整備します。
⑦	本人を取り巻く支援体制の整備	○後見等開始前には、親族、福祉・医療・地域等の関係者が、後見等開始後には、これに成年後見人等が加わり、意思決定支援や身上保護等の必要な対応ができる支援体制を整備します。

・【地域連携ネットワークのイメージ】

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす、すべての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」です。



ク) 取組みⅢ 権利擁護支援への多様な主体の参加と地域づくりを推進する

地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援を必要とする方が適切な制度を利用し、地域で安心して暮らせる、誰もが支えあうまちづくりをめざします。成年後見人等の担い手の確保や育成に努め、成年後見制度を安心して利用することができる環境を整備します。

【現状と課題】

- ・ 地域共生社会の実現に向け、社会参加や地域づくりを促進する観点から、より多くの市民が権利擁護支援に参加できる取組みが求められています。
- ・ 成年後見制度の対象者が増えているにも関わらず、利用が進んでいないことから、より多様な成年後見制度の担い手の確保と育成が求められています。
- ・ 身寄りのない方や親亡き後、親族がいても成年後見人等になることができないケースなどを含め、多様なニーズに対応できる体制づくりが求められています。

【具体的な取組み】

No.	具体的な取組み	取組みの内容
⑧	権利擁護支援に関するニーズの把握	○協議会を開催し、権利擁護支援へ多様な主体の参加の実現に向けて、関係機関で協議を行います。
⑨	権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援	○市民後見人の活動内容等について検討し、養成・育成・活躍支援の方針を定めます。
⑩	日常生活自立支援事業との連携推進	○利用者が多様な選択ができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を推進します。

ケ) 取組みの成果を測る指標

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、基本目標に対する具体的な取組みごとに以下のように指標を掲げ、成年後見制度の利用を計画的に促進していきます。

○ 目標値

指標		施策 番号	現状値	目標値				
連番	内容			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
1	成年後見制度の認知度 (%)	①	29	35	40	45	50	50
2	研修・講演会の参加者数 (人)	①②	52	100	200	300	400	500
3	市長申立実施件数 (件)	④	5	6	6	6	9	9
4	市民後見人の育成人数 (人)	⑨	未実施	3	6	9	12	15
5	日常生活自立支援事業の待機者数 (人)	⑩	32	20	10	5	5	5

計画の根拠となる法律

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月 13 日施行） 抜粋

（第 1 条・第 14 条）

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯防止推進計画

・再犯防止推進計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りには多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることを期待されます。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、市民が安全で、安心して暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉基本計画の見直しに合わせ、「再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努めます。

・計画の位置付け

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないとされており、本市では「再犯防止の推進」は、同法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、地域福祉基本計画に包含し策定します。

○再犯の防止等の推進に関する法律

(地方再犯防止推進計画)

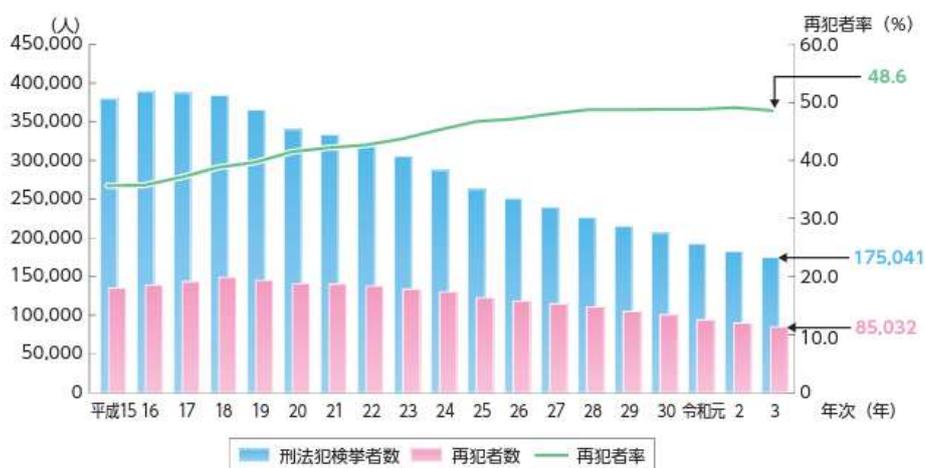
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

・再犯防止を取り巻く状況

○刑法犯検挙者数と再犯者数の推移

刑法犯検挙者中の再犯者数*は、平成19年以降、毎年減少しており、令和3年は8万5,032人であった。再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあったが、令和3年は、48.6%と前年（49.1%）よりも0.5ポイント減少した。



出典：令和4年版再犯防止推進白書

*「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。なお、「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

○現状の課題

上のグラフからわかるように全国的に刑法犯者が減少する一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯率）が相対的に増加、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題となっています。

犯罪等をした人の中には、社会復帰後に住居や就労先がない場合や、貧困、障がい、疾病などの様々な生きづらさにより、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくないことから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止の取組みを計画的に推進することが必要です。

・市民の認知度

アンケートでは「再犯防止等の推進に関する法律」について「知っている」または「聞いたことはあるが詳しくはわからない」と答えた方が41%でしたが、保護司の活動を知っていると答えた方は21%、更生保護女性会の活動を知っていると答えた方は5%でした。アンケート結果から、現在、和泉市では更生保護に関する取組みの認知度が低いため、「社会を明るくする運動」等を通じて保護司会や更生保護女性会の活動内容を知ってもらえるよう活動内容の啓発が必要です。

保護司

法務大臣から委嘱を受け、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるため、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動などを行います。

更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、更生保護施設の訪問、更生保護の啓発活動などを実施しています。

・施策の方向性 再犯防止の推進

犯罪等をした人が、地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯の防止を推進します。

・具体的な取組み

ア) 再犯防止に関する地域の理解の促進

犯罪等の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」を通じて、再犯防止に関する地域での理解促進に努めます。

イ) 更生保護関係団体の活動支援

保護司会や更生保護女性会が再犯防止に向けた取組み・活動を円滑に実施できるよう支援します。また、地域における更生保護活動の拠点である更生保護サポートセンターの運営を支援します。

ウ) 目標

指 標		現状値	目標値				
連番	内 容		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
1	更生保護活動の認知度	6.0%	10%	15%	20%	25%	30%

計画の根拠となる法律

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日施行）抜粋（第 1 条・第 8 条）

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

6. 策定経過

年月日	事項
令和5年5月1日 ～6月30日	市社協アンケート調査の実施（一般住民対象）
令和5年6月26日 ～7月21日	市社協アンケート調査の実施（子ども対象）
令和5年8月2日	令和5年度第1回和泉市地域福祉推進協議会 ①第4次和泉市地域福祉計画の進行管理について ②第4次和泉市地域福祉活動計画の進行管理について ③第5次和泉市地域福祉計画策定について ④第5次和泉市地域福祉活動計画策定について
令和5年8月30日	アドバイザー事業『（愛称）いずみ・ふくし塾【基本の木】』 第5次地域福祉計画策定方針について、アドバイザー及び庁内関係課（室）と議論
令和5年9月22日 ～10月10日	市アンケート調査の実施
令和5年10月23日	令和5年度第2回和泉市地域福祉推進協議会 第5次和泉市地域福祉計画の策定について 令和5年度第1回和泉市福祉でまちづくり委員会 第5次和泉市地域福祉活動計画の策定について
令和5年12月25日	令和5年度第3回和泉市地域福祉推進協議会 第5次和泉市地域福祉計画の具体的取組みについて 令和5年度第2回和泉市福祉でまちづくり委員会 第5次和泉市地域福祉活動計画の具体的取組みについて
令和6年1月16日	令和5年度第4回和泉市地域福祉推進協議会 第5次和泉市地域福祉基本・活動計画の素案について ①全体の構成について ②計画に掲載する取組みの記述内容について
令和6年1月17日	令和5年度第3回和泉市福祉でまちづくり委員会 第5次和泉市地域福祉基本・活動計画の素案について ①全体の構成について ②計画に掲載する取組みの記述内容について
令和6年2月5日 ～3月1日	意見募集（パブリックコメント）の実施
令和6年3月27日	令和5年度第5回和泉市地域福祉推進協議会 ①第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（素案）への意見募集結果について ②第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（案）について
令和6年3月28日	令和5年度第4回和泉市福祉でまちづくり委員会 ①第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（素案）への意見募集結果について ②第5次和泉市地域福祉基本・活動計画（案）について

7. 団体等ヒアリングの実施

福祉に係る各団体等から、今後の和泉市の地域福祉を推進するための課題や取組みについて意見をうかがいました。

<子ども・児童関係>

	団体名
1	いずみ・エンゼルハウス鶴山台
2	いずみ・エンゼルハウス府中
3	いずみ・エンゼルハウス和泉
4	いずみ・エンゼルハウス青葉台
5	子ども食堂 てらこやハッピー
6	子ども食堂 ポピークラブ
7	校区社会福祉協議会（子育てサロン）

<障がい者関係>

	団体名
1	和泉市障がい者団体連絡協議会
2	いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会

<高齢者関係>

	団体名
1	和泉市老人クラブ連合会

<上記の分野以外の団体>

	団体名
1	いきいきネット相談支援センター（CSW）
2	和泉地区保護司会
3	更生保護女性会
4	部落解放同盟大阪府連合会和泉支部
5	和泉市民生委員児童委員協議会

8. 用語解説

【あ行】

- ◆新しい公共：人をささえるという役割を、行政だけが担うのではなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域に関わる一人ひとりが参加し、それを社会全体で応援するという考え方。
- ◆いきいきネット相談支援センター：身近な地域の福祉の総合相談窓口として、市内に8箇所設置しています。CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が相談をお伺いします。
- ◆意思決定支援：特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考え方を引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選考に基づく意思決定をするための活動のこと。
- ◆インクルージョン：直訳すると「包括」「包含」などを意味する言葉です。それぞれの個性や能力、考え方を認めあいながら活躍できている状態を意味します。
- ◆SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。
- ◆NPO：Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略。営利を目的とするのではなく、公益（社会貢献）を目的とする民間の非営利組織のこと。また、特定非営利活動促進法により、法人格を認証された民間非営利団体をNPO法人という。

【か行】

- ◆介護離職：家族を介護する必要から現在の仕事を辞めること。
- ◆核家族：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子ども、父親または母親とその未婚の子どもの世帯のこと。
- ◆涵養：自然にしみこむように、養成すること。無理のないようだんだんと養い作ること。

- ◆協議会：様々なあるいは同等な立場の人々や団体が集まって議題について、参加者が実現化にむけた議論をし、実現に結びつけることを協議といい、そういった会を協議会という。本計画では、和泉市地域福祉推進協議会や成年後見利用促進に関わる協議会について記載があります。
- ◆協働：複数の主体が、共通の目的に対し、対等な立場で協力しながら活動すること。
- ◆協議の場：各校区に組織されている校区社協を中心に、町会・自治会、民生委員・児童委員、PTA等の地域の団体が集まり、情報共有や地域課題の共有と解決のために話しあいを行う場。
- ◆権利擁護：自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者等の権利を守る為、援助者が支援すること。
- ◆校区社会福祉協議会（校区社協）：小学校区を中心に、「誰もが安心して暮らせる、あたたかい福祉の地域づくり」を目指して、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブなど地域にある各種団体の参加と協力により作られている住民組織のこと。
- ◆更生保護女性会：犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、更生保護施設の訪問、更生保護の啓発活動など実施しています。
- ◆高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

【さ行】

- ◆サードプレイス：自宅、学校、職場とは別に存在する、居心地のいい居場所のこと。
- ◆CSW（しーえすだぶりゅー）：Community Social Worker（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の略で、地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援やサービスへのつなぎ、地域のネットワークづくりなどに取組む専門職のこと。
- ◆シビックプライド：「地域への誇りと愛着」を表す言葉。自分たちの住むまちをより良いものに、そ

して誇れるものにしていこうという思いを指しています。

- ◆市民後見人：弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。
- ◆社会資源：地域住民や利用者のニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用される各種制度、施設、機関、設備、資金、物質、法律、情報、集団・個人の有する知識や技術等を総称したもののこと。
- ◆社会的孤立：地域社会や家族との関係が希薄で、他者との交流が著しく乏しい状態のこと。
- ◆社会的包摂：社会的に弱い立場にある人々も含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう考え方のこと。
- ◆受援力：助けを求めたり、助けを受けたりする心構えやスキルのこと。
- ◆障がい者相談支援センター：障がいのある人やその家族から、自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスに関する相談や調整を行う相談窓口。
- ◆少子高齢化：出生数が減少し子どもの割合が低下することや、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。
- ◆人権文化センター：本市において、すべての人々の人権が尊重され、あらゆる差別のない人権文化豊かな社会を築くことを目的として、市民の福祉の向上並びに生涯学習及び地域交流の促進を図るために設置している施設。
- ◆生活困窮：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあること。
- ◆性的マイノリティ：同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。
- ◆成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、本人の財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律的に保護し支援する制度。成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類がある。「任意後見制度」は、現在、判断能力がある方が、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、自身の生活、療養看

護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じる。「法定後見制度」は、すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所に審判の申立てを行い利用。本人の判断能力によって「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型があり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法律的に保護し支援する制度。

◆セーフティネット：困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みを意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組みを推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

◆セルフネグレクト：通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なう状態のこと。

◆創発：1 + 1が2に止まらず、算術上の計算を超えて3にも4にもなり、相乗効果を生み出す現象のこと。

【た行】

◆ダイバーシティ：直訳で「多様性」を意味する言葉です。人種・年齢・性別・能力・価値観などさまざまな違いを持った人々が組織や集団において共存している状態のこと。

◆地域包括支援センター：高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関のこと。

◆中核機関：成年後見制度に関する権利擁護を必要とする方がどの地域においても適切な支援につながるよう、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

【な行】

- ◆日常生活自立支援事業：認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。本市では和泉市社会福祉協議会が実施している。
- ◆認知症：脳の病気や障がいなどさまざまな原因により、認知機能が低下し、記憶が抜け落ちたり、自分のいる場所がわからなくなったり、幻覚などの症状が現れたりして、日常生活を営むのが困難な状態になってしまう症状のこと。
- ◆認知症サポーター：認知症について理解し、認知症の人やその家族を見守る人で、養成講座を受けたサポーターのこと。

【は行】

- ◆8050（はちまるごうまる）問題：子どものひきこもりが長期化し、80代の親が50代の子どもを養うといった状態に至り、親子ともに経済的困窮や社会的孤立に陥ってしまう問題のこと。
- ◆ひきこもり：さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。
- ◆避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。
- ◆避難行動要支援者支援事業：災害等が発生した際に、避難行動要支援者が孤立することなく、安否確認や避難支援を可能な範囲で受けられるように、地域での体制づくりを行うため、予め氏名、住所などの必要な事項を市町村に登録しておく事業のこと。
- ◆福祉避難所：災害時に高齢者や障がい者等の何らかの特別な配慮を必要とする避難者のための避難所のこと。
- ◆保護司：法務大臣から委嘱を受け、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるため、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動などを行います。

◆保護司会：保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。また、各保護観察所及び地方更生保護委員会に対応して保護司会連合会及び地方保護司連盟があり、さらに、全国団体として更生保護法人全国保護司連盟が組織されています。

◆ボランティア：公共福祉や社会福祉のために、自主的に無償で社会活動などに参加し、行う奉仕活動のこと。または、その活動を行う人のこと。

【ま行】

◆民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、地域の身近な相談相手として、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員のこと。ボランティアで活動し、委嘱任期は3年。また、民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務し、この民生委員・児童委員の中には児童委員の活動に対する援助・協力をを行う主任児童委員がいる。

【や行】

◆ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子どものこと。

◆横割り：組織が、分割されており並列している状態のこと。

【ら行】

◆隣保事業：本市では人権文化センターにて実施しており、地域における住民の生活の改善及び向上を図るために実施する相談事業その他関連事業のこと。

【わ行】

◆ワンストップ：1つの窓口で相談事を受けとめ、必要な支援・サービスにつながる窓口のこと。

9. 和泉市地域福祉推進協議会規則、委員名簿

○和泉市地域福祉推進協議会規則

平成25年6月13日

規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 和泉市地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づく福祉施策の円滑かつ計画的な推進及び地域福祉の充実に関すること。
- (2) 地域福祉に関する方策の検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (3) 保健施設、医療施設、福祉施設等の関係者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他専門的な観点から調査審議を行う知識経験を有すると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第8条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地域福祉担当部署において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行時において和泉市地域福祉施策推進協議会設置要綱（平成16年5月20日制定）に基づき和泉市地域福祉施策推進協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規

定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市地域福祉施策推進協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

附 則（平成25年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度和泉市地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名	役職	氏名
委員	学識経験者	桃山学院大学	名誉教授 いしだ やすのり 石田 易司
		大阪経済法科大学	客員教授 かなたに いちろう 金谷 一郎
		龍谷大学 社会学部	講師 むらた ともみ 村田 智美
	社会福祉を 目的とする 団体及び事 業者の代表	和泉市社会福祉協議会	会長 さとう まさひろ 佐藤 正浩
		和泉市町会連合会	副会長 もり しげき 森 茂樹
		和泉市老人クラブ連合会	副会長 あかさか ちよこ 赤坂 千ヨ子
		和泉市民生委員児童委員協議会	副会長 まつだ たかふみ 松田 隆文
		和泉ボランティア・市民活動センター アイ・あいロビー運営委員会	運営委員長 あしだ みつお 芦田 三雄
		和泉地区保護司会	会長 ほった とくお 堀田 徳雄
		和泉市障がい者団体連絡協議会	会長 ふじの こういち 藤野 光一
	保健、医 療、福祉施 設等の関係 者	和泉市医師会	副会長 ながた しゅうぞう 永田 就三
		大阪府和泉保健所	所長 ふくしま としや 福島 俊也
	公募市民		きたがわ みほ 北川 美穂
	成年後見 利用促進 基本計画 の策定に 関する専 門委員	学識経験者	大阪体育大学 健康福祉学部
専門的な観 点から調査 審議を行う 知識経験を 有すると市 長が認める 者		大阪弁護士会	代表 やまもと ふうさ 山本 婦紗子
		司法書士会 (公益社団法人 成年後見セ ンター・リーガルサポート大 阪支部)	代表 もりした きよみ 森下 清美
		社会福祉士会 (公益社団法人 大阪社会福 祉士会)	代表 みやた ひでゆき 宮田 英幸

10. 和泉市福祉でまちづくり委員会規則、委員名簿

○和泉市福祉でまちづくり委員会規則

平成25年6月13日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市福祉でまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 地域福祉施策の推進に関すること。
- (2) フォーマルサービス（法令に基づき公的機関等が提供する福祉サービスをいう。以下同じ。）及びインフォーマルサービス（家族、地域住民、友人、民生委員、ボランティア等が行う福祉に関する支援であって、フォーマルサービス以外のものをいう。）の検討及び開発に関すること。
- (3) プラットフォーム方式（地域の福祉団体相互の連携及び協働により問題に取り組む方式をいう。）の活用による住民の福祉分野における課題の発見及び解決に向けての活動の企画、立案及び実践に関すること。
- (4) 和泉市附属機関に関する条例第1条第1号の表に規定する和泉市地域福祉推進協議会、関係団体、関係機関、事業者、ボランティア等との連携及び協働に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、和泉市地域福祉計画及び和泉市地域福祉活動計画の基本方針及び基本目標に基づく地域福祉の円滑かつ効果的な推進のための関係分野における連携の強化及び検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (3) 保健施設、医療施設、福祉施設等の関係者

(4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の招集の特例)

第8条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、地域福祉担当部署において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行時において和泉市福祉でまちづくり委員会設置要綱（平成16年5月20日制定）に基づき和泉市福祉でまちづくり委員会委員として委嘱又は任命されている者は、この規則の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市福祉でまちづくり委員会設置要綱に基づく委嘱又は任命の日から起算するものとする。

附 則（平成25年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度和泉市福祉でまちづくり委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	団体名	役職	氏名	
委員	学識経験者	桃山学院大学	名誉教授 いしだ やすの 石田 易司	
		大阪経済法科大学	客員教授 かなたに いちろう 金谷 一郎	
		龍谷大学 社会学部	講師 むらた ともみ 村田 智美	
	社会福祉を 目的とする 団体及び 事業者の 代表	和泉市校区社会福祉協議会	代表 ほった としかず 堀田 敏一	
		校区社会福祉協議会ボランティア	代表 くりやま ひさよ 栗山 寿代	
		和泉ボランティア・市民活動センター アイ・あいロビー運営委員会	運営委員長 あした みつお 芦田 三雄	
		シルバーサポートこうきた	代表 みちうら けい 道浦 勁	
		子ども食堂 ポピークラブ	代表 おくの かなめ 奥野 加奈女	
	保健、医 療、福祉施 設等の関係 者	特別養護老人ホーム 唐国園	施設長 なかじま みつる 中島 満	
		いずみ障がい福祉サービス事業所 団体連合会	理事 やなぎ のぞむ 柳 望	
		すいせん保育園	園長 こうだ こうぞう 合田 耕三	
	公募市民			おおつか まちこ 大塚 真知子
				おかざき ゆたか 岡崎 豊

1 1. 和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議設置運営要綱

和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市地域福祉基本・活動計画の円滑な実施に向けた和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 連絡会議は、和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会における課題等を共有し、和泉市地域福祉基本・活動計画の推進に資するために必要な情報収集や調整及び意見交換などを行う。

(組織)

第3条 連絡会議の構成は、以下に掲げる者で構成する。

- (1) 別表に定める関係各課（室）の長及びその長が指名した者
- (2) 和泉市社会福祉協議会の長及びその長が指名した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、和泉市福祉部福祉総務課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、連絡会議において定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表

市長公室	広報・協働推進室
総務部	人権・男女参画室
環境産業部	環境政策室
福祉部	福祉総務課（事務局）
	高齢介護室
	障がい福祉課
	生活福祉課
市民生活部	くらしサポート課
子育て健康部	子育て支援室
	健康づくり推進室
教育・こども部	学校教育室
消防本部	

第5次和泉市地域福祉基本・活動計画

発行日：令和6年3月

発行：和泉市福祉部福祉総務課、社会福祉法人 和泉市社会福祉協議会

(連絡先)：和泉市福祉部福祉総務課

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話番号：0725-99-8126

FAX 番号：0725-45-9352

(連絡先)：社会福祉法人 和泉市社会福祉協議会

〒594-0071

大阪府和泉市府中町四丁目20番4号

電話番号：0725-43-7513

FAX 番号：0725-41-3154